

經濟研究調查

昭和47年5月

海外移住事業団

国際協力事業団		
受入 月日	'84. 9. 13	703
		20
登録No.	14804	EM

まえがき

今般、中小企業移住現地調査の一環として、ブラジル国における(1)鋳物技術分析業、(2)平物加工の鉄工所、(3)金属吹付塗装業の3業種についての現地基礎調査及び機械類等携行に伴うブラジル国通関事情、法令、規則等に関する調査を完了したので、ここに刊行することとした。

本書が企業移住希望者、技術移住希望者にとって現地研究資料として活用願えれば幸いである。

なお、本調査実施にあたって日系企業家、現地進出日本企業経営者及び関係者各位より格別の情報と多大なる支援、助言を賜わったことについて心から感謝の意を表する。

昭和47年5月

海外移住事業団

業務第一部長 沢 地 隆 治

JICA LIBRARY



1024215[4]

目 次

序 言	1
-----------	---

I. 基礎調査事項

I. 1. 企業移住にともなう機・資材の持込みに関する諸問題.....	5
I. 1. 1. 輸 入 制 限	5
I. 1. 2. 通 関 事 情	6
I. 1. 3. 課 税 問 題	8
I. 2. 事業用建物または工場用地	8
I. 2. 1. 建設候補地・価格	8
I. 2. 2. 借用地、候補地、価格	11

II. 特定業種調査事項

(第 一 部)

II. 1. 鋳物などの技術分析表	13
II. 1. 1. 進出の可能性	13
II. 1. 2. 進出当初15-20の工場を常時得意先として 確保することの可能性	20
II. 1. 3. 某進出希望企業の進出計画について	22
II. 1. 3. 1. 企 業 採 算	22
II. 1. 3. 2. 「損害分岐点に見合う仕事の量」について の一般的問題点	26

Ⅱ. 1. 3. 3. 「処理能力」についての問題点	31
Ⅱ. 1. 3. 4. 「企業成立の条件」についての問題点	32
Ⅱ. 1. 3. 5. 「移住メンバー」についての問題点	32
Ⅱ. 1. 3. 6. 設備資金ならびに資金計画	34

(第 二 部)

Ⅱ. 2. 大中企業の下請けとしての平物加工鉄工所	45
Ⅱ. 2. 1. 進出の可能性	45
Ⅱ. 2. 2. 鉄鋼所の既存メーカーについて	49
Ⅱ. 2. 2. 1. 親会社となり得るもの	49
Ⅱ. 2. 2. 2. 同業者について	62
Ⅱ. 2. 3. 木工用角穿機の現況と将来性	68
Ⅱ. 2. 3. 1. 角穿機の現況	68
Ⅱ. 2. 3. 2. 角穿機の将来性	68

(第 三 部)

Ⅱ. 3. 金属吹付塗装業	70
Ⅱ. 3. 1. 進出の可能性	70
Ⅱ. 3. 1. 1. フラジルにおける塗装業の一般的形態	70
Ⅱ. 3. 1. 1. 1. 小企業の塗装部門	70
Ⅱ. 3. 1. 1. 2. 大中企業の塗装部門	72
Ⅱ. 3. 1. 2. 収 益 性	72
Ⅱ. 3. 1. 3. サンパウロ以外に有利な進出地域があるか	73
Ⅱ. 3. 1. 4. 塗装業が有利な事業か	74
Ⅱ. 3. Ⅱ. 某進出希望企業の計画書について	75
Ⅱ. 3. Ⅱ. 1. 人員構成について	75

Ⅱ.3.Ⅱ.2.	機械器具類	76
Ⅱ.3.Ⅱ.3.	作業工場敷地	78
Ⅱ.3.Ⅱ.4.	売 上 高	78
Ⅱ.3.Ⅱ.5.	売上に対する支出状況	79
Ⅱ.3.Ⅲ.	運転資金の長期融資獲得の可能性	82
Ⅱ.3.Ⅲ.1.	中小企業のための融資基金制度	82
Ⅱ.3.Ⅲ.2.	市中銀行の貸付条件	86

附 属 資 料

1.	外国よりの荷物の通関に対する規制およびその他の措置	89
2.A.	鋳物分析工場について	106
B.	鉄鋼、金属、機械メーカーリスト	113
C.	サンパウロ市内工業分布図	121

序 言

本市場調査報告書は海外移住事業団サンパウロ支部の依頼により、1972年1月10日から同3月3日まで、サンパウロ市において“アイコン”・インターナショナル・コンサルタント・アソシエイトによって実施され、まとめられたものである。本調査は1) 鋳物工業を対象とする金属材料の物理試験ならびに化学分析、2) 大中企業の下請としての平物加工の鉄工所、3) 金属吹付塗装業の三つの調査対象業種についてその企業移住に関する可能性をさぐる事を目的として行なったものである。1) の金属分析、2) の平物加工の何づれをとってもきわめて重要な問題であり、調査報告の如何が企業移住を希望する者に少くとも一つの解答を与えるものである点を十分に認識し、調査にあたっては可能な限り、調査・対象の範囲を広くとり、一方的結論に陥ることを避けた。

また、調査報告書をまとめるに際しては、出来得る限り、関係者各位にサジェスションを与える方法を取り、必要な個所を除いては結論を出すことをさけた。

たとえば、1) の金属分析業の可能性に関する個所がそうである。(金属分析業については当事者自身が実地に調査を行なうことを提案した。) また、2) の平物加工については、この業種がきわめて有望である事実を発見するとともに甘い考えをいましめる現地の企業経営者の声を広く伝えることにより、関係者が進むべき方向をそこから感じとるよう期待したものである。

調 査 の 方 法

1) の分析業、2) の平物加工の二つ共、調査の方法として関係業界と直接接触し、彼等から生のデータを収集するという基本的な方法を取り、こ

れでかなり成功した。1) の分析業については、これがそのままの形で現地の日系の大中企業と結びつくことが不可能であることがわかった。ブラジル人の企業については、リストにまめるにとどめた。日系の大中企業が鋳物工場と分析のラボラトリーの二つを兼ね備え、分析業のサービスを他社から受ける必要がないことがはっきりしたためである。また、非日系鋳物、金属関係工業についても日系企業と同様な結論が出ているが、日系企業業界に比べ分析業を他社のサービスに依存しているものが多く、鉄鋼、金属、機械メーカー（附属資料 B 参照：これらメーカーに対する実地調査は次の機会に譲った）についても分析を他社に依存するメーカーは、メーカーの総数が多い所から他社依存のメーカー数は必然的にかなりの数に達するものと推定されるからである。この部分は関係者が自ら実施にコンタクトする方が両者にとり、好都合であるという見方から、本報告書ではサジェッションの意味でリストにまとめるにとどめた（附属資料 B）。

なぜなら、分析が見込み薄の場合でもメーカーは分析以外のしかも分析と相互に関連ある別の、たとえばノウハウを必要としているかも知れないが、それは当事者との直接折衝によってのみ即座に了解点に達し得るからである。本調査の主旨が可能性をさぐる範囲にとどめてあるのもそこに理由がある。1) の分析業については全くの未知数の分野である。それが可能な事業とするためには多大の努力と工夫を必要とするが、分析だけを営業種目とするためには予定の 15 - 20 工場を、あるいはそれ以上の数を常時、得意先とすることができるか否かにかかってくるが、これらが常時得意先としてとどまるためには単なる分析だけではなく、分析から一歩進んだ複次的なサービスと、ノウハウの提供が要求されてくるのではなからうか。

たとえば、分析が必要である最大の理由は鋳物、製鋼技術が低いことにあるとおもわれるが、ここで製品を分析することから一歩進んで、“いか

にすれば精度の高い鋳物ができるか”の問題でメーカーを指導することが必要且、歓迎されるのではないかとおもわれる。

こうした分析プラス・アルファの形態でなら、この業種（分析）は、それが単体として進出するよりは、はるかに多くの可能性をそしてチャンスをつかむことができる。

2) の平物加工業については、その項でも詳しく述べるが、1) 下請の平物加工に対する需要は現在既に多く、仕事は幾らでもある。しかし、それだけに競争が激しく、技術、設備、経験（ブラジルにおける）、モラル（納期）などが厳しく要求されている。

何づれにせよ、ブラジルの工業技術はここ数年間、著しく進歩してきており、農業国、後進国何づれにせよブラジルの工業技術はここ数年間、著しく進歩してきており、農業国、後進国、コーヒーの国、移民の国といったさまざまなイメージは、それ自体個々について正しいにせよ、今日のブラジル全体のイメージとしては全く誤ったものであり、特に企業進出（または移住）を論議する場合、“工業国ブラジル”という現実を知るべきであり、誤てる観念を以って企業移住を考える場合は、ブラジルにおいて夢を砕かれることになる。

こうした意味で実施にみるだけでなく、工業界そのものを上から下へと全体にわたって把握することが、必要であることを信じて疑わない。（本調査報告書はこうした可能性と関連した企業移住の哲学といったものについても多少触れた。）詳しいことは本文に譲るとして、ここに本調査に協力された各位に紙面をかり感謝を表明したい。

1972年3月3日

ブラジル—サンパウロ

1. 基礎調查事項

1. 基礎調査事項

1.1. 企業移住にともなう機・資材のブラジルへの持ち込みに関する諸問題

1.1.1. 輸入制限

外国からブラジルへ入る貨物の通関時点における処置要領をまとめた政令（全文後記）によれば、外国からの移住者（企業移住を含む）がその資材をブラジルへ持ち込む場合、その機・資材は課税されない。但しこの場合、基本的な次の二つの条件を満たさなければならない。

- 1) 移住者の旅券に在外ブラジル領事が永住査証を与えていること。
- 2) 持ち込む機・資材が中古品であってそのリスト（一覧表）が本国に駐するブラジル領事の認可を受けていること。

（注）この場合、機・資材は一機種について一台のみしか認められない。また、機・資材は本国において、出発前六カ月間以上所有していた事を証明する書類を添付しなければならない。

本項目についてブラジル政府の基本方針を述べたものが、本基礎事項末尾に記載した1967年9月11日付政令（Decreto）第61,324号である。本政令はその後1968年10月16日付政令第63,432号および1968年12月30日付政令第63,947号で一部改正が加えられた（本報告書に記載した政令には改正を折込み済み）が基本的には、1967年9月11日付政令が1972年2月20日現在有効である。サントス市、サンパウロ市の通関手続取扱業者らは本政令を基本にして処理している。なお本政令は全部が移住者の機・資材について述べたものでないが、関連部間（第3章、第7章、第10首、第11章）のみを太字で記してわかりやすくした。

I 1.2. 通 関 事 情

上記二件(1)および2))についてサンパウロの業者間では次のような解釈がされている。

- 1) 永住権を持たない者、たとえばツーリスト、一時査証(Visto Temporario)の旅券の者は一切の機・資材を受ち込むことができない。(身廻り品だけが原則として認められる)もし身廻り品に該当しない機・資材を持ち込む場合は、課税される。課税率は価格の200%前後。
- 2) 機・資材のリストには価格を記入する必要はないが、問題が発生したときのため、買入れた日時とその価格を証明する領収書などをそろえておく方が無難である。新品であり、且つ領収書がない場合は、機・資材は税関に差押えられる。
- 3) 機・資材は原則として新品であってはならない。本国を出発する6カ月前に買入れたことを証明できる場合は一応新品でないものとみなされるが、場合によっては問題となる可能性がある。この場合課税率は買入れた価格の200%に達するが、もし新品を持ちこまなければならないときは、輸出入専門商社に依頼する方が安くなる場合がある。
- 4) 機・資材の通関に要する時間、手数料を予め知るためには、機・資材のリストのコピーを本人の出発より1カ月位先にサンパウロ(たとえば海外移住事業団サンパウロ支部)へ郵便で先行させ、これを提示することによって具体的に幾らかということを明らかにすることができる。その場合リストには次の三点が明示されていなければならない。
 - (1) 機・資材の大きさ(m^3 :立方米)——各梱包。

(ロ) 機・資材の各函(梱包)の重量(Kgまたはトン数)。

(ハ) 機・資材の函(梱包)の数。

(注) 1: 梱包はできるだけ大型にし、全体の梱包の数を少なくする方が通関手数料が安くなる。機・資材の総評価額の6～7(%)が一つの目安である。

(注) 2: 通関に要する時間は平均8日乃至10日。

(注) 3: 通関後に行なわれるサントスからサンパウロまでの運送に対する費用はトラック(中型)一台分平均3,000クルゼイロス見当。

5) 保険として“ All Risk ”を本国で附保することが理想的であるが、高くつく。

6) 軽量機資材の場合は空路(東京-サンパウロ)を経由する方が便利である。また本人が空路移住し、機資材を船便で送る場合、機・資材は本人の着伯後6カ月以内に到着しなければならない。

7) 機・資材は一機種について一台のみ無税持込みが認められるが、この場合同一機種でもまた全く同一の機器でも二台以上持ち込むことは不可という意味に解釈されている。この点について業者の見解は、たとえば施盤の場合、自動施盤、半自動施盤、ナライ施盤、ターレット施盤などはいずれも施盤一種とみなされ、このうち一種一台のみの持ち込みを認められる。しかしフライス盤については縦と横とがあり、異なる二種とみなされるが、長さ、大きさ、重量のみが異なるものはそれぞれ同一種とみなされる。(こうした細かい点については原則的な事項のみしか判らない上、税関側の解釈もケースにより食いちがう見解を生じる恐れが度々有る。)企業移住者はいきなり機・資材を船積みせず、リストをブラジル領事から認証された後、一旦これをサンパウロへ送り、こうした問題をまず確認してお

く方が安全である。

(以上、資料の出所): METROPOLITAN TRANSPORT
S. A.

(代 表): HELCIAS RIBEIRO 氏

(所在地): Brigadeiro Luis Antonio, №54.

Conj: C. S. P.

(電 話): 32-9622, 32-4571

1.1.3. 課 税 問 題

前項(1.1.2.)の1)、3)および本項末尾に記載の政令第61,324号第10章「罰則」でそれぞれ述べたので省略する。

1.2. 事業用建物又は工場用地

1.2.1. 建設候補地・価格

工業地帯としてはサンパウロ市に隣接するいわゆるA B C Dの四つの都市があり、さらにここ10年程の間に急速に大工業が進出しつつあるグワルリョス市(Guarulhos)も重要な工業地帯である。A B C Dの四つの都市とはA = Santo André (サント・アンドレー市)、B = São Bernardo do Campo (サンベルナルド・ド・カンボ市)、C = São Caetano do Sul (サンカエターノ・ド・スール市)、D = Diadema (ディアデマ市)の頭文字をとったものである。サント・アンドレー市は、サンパウロ市の西北、サンベルナルド、ディアデマは南、サンカエターノ・ド・スールは西南、グワルリョス市は東北とそれぞれサンパウロ市に隣接した地域を占め、サンパウロの中心部から車でおよそ30分~40分の距離にある。

工場又は、それに密接な関係にある事業の用地としては、これら工業地帯に求めることが事業経営上からも理想的であるが、さらに親会

社または得意先となる大中企業の所在場所に近接した地点でなければならないことが必須条件である。この意味で上記の五つの工業都市は候補地としての資格を備えているが必ずしも進出企業にとっては唯一の候補地である訳ではなく、これら以外にも親会社が所在する都市が随時その候補地となって浮び上ってくる。一例をあげれば有力な日系企業があるモジ・ダス・クルーゼス市 (Moji das Cruzes)、オザスコ市 (Osasco) —— 以上いずれもサンパウロ州 —— リオ・デ・ジャネイロ (グァナバラ州)、ミナス・ジェライス州なども候補地として考えられる。要は、輸送に便利な地点を選ぶことであるから、いま、ここで適地を指定することは難しいが一応、サンパウロ市とその周辺で1972年2月初旬現在、見つけた用地を列記すると次のようになる。

- (注) 1. 工場地帯といってもサンパウロの場合は、工場と工場との距離がかなり大きく、工場地帯そのものが、だだっ広い。下請けのシステムがよく発達していないブラジルでは距離 (輸送) の問題が重要な要素となってくるとおもわれる。
- (注) 2. 工場用地の価格は立地条件により必ずしも一定でなく、その撰定には多大の時間をかける必要があり、特に言葉がよく通じない外国では信頼できる取扱業者を通じて行なうことが必要である。
- (注) 3. 次に掲げる候補地は、時間的制約もあって候補地を100%網羅したものではない。

区	所在地	面積	価格 Cr\$	環境その他の条件	資料の出所
1	チアデマ市、ピラポリーニャ地区。(サンパウロ市と連絡する道路沿い。)	土地全体の広さ=5000m ² 工場(建築面積)の敷地面積=1500m ²	1200000.00 (支払条件:金額現金一時払い)	工業地帯の一角を占め、サンパウロ市、サンベルナルド市と補装道路で連絡している。	KOSEN (R. Calvao Bueno 338, SÃO PAULO)
2	チアデマ市(市が多くの工場用地を売りに出している。)	200m ² 以上~	4000/m ² 平均 支払条件:月賦払い。 (敷金)15% (残額)5年の均等払い(無利子)	工業地帯としての発達が約束されている地帯。交通の便利は比較的良い。	Eseritorio LO-PES DE SA- (R. Quintino Bo-caiuba, 191-12º and)
3	グワル・リョス市	900m ²	賃料:2500000/月	工場および住宅。工場の敷地面積9000m ² 。住宅は貸室2。店間1。その他必要設備は整っている。	KOSEN
4	グワル・リョス市、ピラ・モスメント区、レアンドロ街357番	10m×39m	1000000.00 (支払条件:月賦払い) 敷金:50(%) 残額:18カ月払い。	工場地帯に近い。ただ、この付近には大企業が多く、関連産業は比較的少ない。交通の便利はよく、サンパウロ市へは40分。付近には、リオ・デ・ジャネイロと連絡する国道ジットラがある。	Eseritorio Imobiliario WASHINGTON HELOU (Rua Barao de Itapetininga, 93. S/L.)
5	サンカエターノ市セアララ街580番	10m×56m	100000/m ² (支払条件:現金払い)	工場地帯。サンパウロ市とチアデマのほぼ中間にあり、交通の便利はよい。ここには比較的金属関係の工場が多い。サンパウロ市内の工場地帯VILA Prudenteを背後に持つ。	同 上
6	サンパウロ市内バリー区チエレス街	875m ² (25m×35m)	650000.00 支払条件:現金払い	サンパウロ市内の工業地帯ブラズ区の北側、チエレス川の両側にあり、交通の便利はきわめてよい。	Eseritorio Imobiliario WASHINGTON HELOU (Rua Barao de Itapetininga, 93 S/L.)
7	サンパウロ市内レジェンテ・フェイジョウ街(Rua Imbo)	740m ² (1750m×50m)	1500000.00 (支払条件) 敷金:50(%) 残金:36カ月払い	市内の工業地帯VILA PRUDENTEの中心部にある。付近には、幹線道路のほか、サントスへ鉄道が走っている。金属関係工業も多く、FORDの工場もある。	同 上
8	サンパウロ市内ラッパ区トレス街	10000m ² ~ 15000m ²	130000/m ²	サントアンドレー市に近い場所。ラッパ区は商工業の中心地。付近を幹線道路が走り、サンパウロ市南部との連絡も便利である。ただし、大中工業からは比較的遠い。	同 上

1.2.2. 借用地候補地価格

借用候補地は、1972年2月初旬現在、きわめて少く1カ所（前項6.3.グッルーリョス市）しか発見できなかった。近年、ブラジルの工業の急速な伸びの一面を反映した現象であろうか。借用工場又は建物も実際には多いといわれているが、遇々この時期に空いていたものが少なかったであろう。

Ⅱ. 特定業種調査事項

Ⅱ. 特定業種調査事項

(第 一 部)

Ⅱ. 1. 鋳物などの技術分析業

Ⅱ. 1. 1. 進 出 の 可 能 性

< 鋳物工業界の概況 >

主として鋳物工業を対象とする金属材料試験並に化学分析業だけを独立して経営しているラボラトリーは現在サンパウロに存在しない。また主な鋳物製造工場と金属工業でこの種のラボラトリーを自社内に所有していないものもあるという事が1972年1月から同2月にかけて行なった調査^{*}の結果明らかとなった。まず、鋳物工業であるが、その材料分析をどう処置しているのかを知るため、サンパウロ市内の鋳物工業44について調べてみた。その結果50%の22が自社で分析のラボラトリーを所有、また12が他社のラボラトリーに依頼、10が経験によるか、または全く分析を経ない処理をしていることがわかった。自社でラボラトリーを所有せず、他社に分析を依頼しているものも序々にこれを自社に備えつつある傾向が顕著であり、昨今、これをそなえつけること自体、金属関連工業にとって必須条件となりつつある。また、これを持たないものは概して小規模な零細企業が多く、分析まで手が届きかねるのが実状のようである。

次に上記調査^{*}からその結果を分析してみると次のようになる。

- | | | |
|----|-------------------------------------|---------|
| A) | 調査の対象とせる鋳物工場(会社)の数..... | 44(工場) |
| B) | 上記工場のうち分析のラボラトリーを持つ工場の数... | 22(#) |
| C) | 上記工場のうち分析のラボラトリーを持たない工場
の数 | 22(#) |

C) の分析の結果 (2 2 社)

D) — 自社で分析のラボラトリーを持たないが、他社の ラボラトリーを利用している工場.....	1 2
E) — 全くラボラトリーを利用していない工場.....	1 0

E) の分析の結果 (1 0 社)

分析した原料を買って使う	4
利用しない	2
経験により分析する	2
その必要性がない	2

D) 自社で分析のラボラトリーを持たないが、他社のラボラトリーを利用している工場について (以下自社にラボラトリーを持ち他社の分析を引受けている会社名とその依託社の数を記す。)

F)

1) BANN QUIMICA SA	1(工場)
2) BRASILMET Comercio e Indústria	1(#)
3) Instituto das Pesquisas Tecnológicas(IPT)	4(#)
4) Sociedade Brasileira de Superintendencia	1(#)
5) VECAMBRAS	1(#)
6) (会社名またはラボラトリーの所在地がはっきりしないもの = 4 社)	4(#)
	計 12(#)

上記表 F 1) ~ 5) は鋳物工業ではないが、独自のラボラトリーを所有し、ラボラトリーを持たない鋳物工場からの依頼で分析を行っている。

(注) 上記 1) ~ 5) の所在地、営業活動は下記のとおりである。

(なお、調査の対象として 4 4 社のリストは会社名のみ末尾に掲載した。(附属資料; A))

1) 会社名: BANN QUIMICA SA

所在地: Av. Prestes Maia, No. 220, 21º and. Cj. 211 -
São Paulo

電話: 35-4815, 34-0024, 34-1160

営業種目: ゴム、化学工業、潤滑油の製造

2) 会社名: BRASILMET Comercio e Industria

所在地: AV. Nações Unidas, No. 753, - São Paulo

電話: 269-5611

営業種目: 熱処理機器装置の製造

3) 研究所名: Instituto das Pesquisas Tecnológicas

(略称 IPT)

所在地: Universidade de São Paulo - Cidade Universitaria, São Paulo

電話: 227-6011, 227-6005, 35-5791

主な活動: 科学上の調査研究。依頼を受けた場合は民間の鋳物、金属工業の分析、材料試験を有料で行なう。サンパウロ州立大学科学部門と協定を結んでおり、同大学都市内に研究室を持つ。

4) 研究所: Sociedade Brasileira de Superintendencia

所在地: AV. Prestes Maia, No. 241. - 36 - Sao Paulo

電 話：33-2611, 35-2894

営業種目：

5) 会 社 名：VECAMBRAS

工場所在地：Rua.L.Ricco, 55-Guarulhos Est.de São
Paulo

ラボラトリー所在地：Rua Florencio de Abreu, 194, 4º

電 話：36-0601, 35-8383 (Laboratorio) / 107-490288
(Guarulhos)

営業種目：鋳物工場

F) の 1) ~ 5) のうち分析だけを独立して行なっているものは見あたらない。この事実をさらに分析して行くと次のような事がわかる。即ち、

(1) ブラジル (特にサンパウロ) の鋳物、金属工業界の現状はもし分析、材料試験を一つの事業として行なう場合、これを採算ベースに乗せることが難しい。

(2) 分析そのものは将来ますます重要なものとなって行くことが予想されるが、これを他社へ委託することは大中企業は原則として行なわない。

(1)(2)の理由としては、さらに次のようなことがあげられる。

(i) ブラジルの工業は 1950 年代に生まれ、60 年代にかけて急速な発達を示したが、その中心となったものは欧米及び日本から進出した大企業であった。これら大企業は工業の基盤が未だなかったブラジルで鉄鋼、船舶、自動車、化学、繊維の各工業を短時期のうちに完成するため、一貫生産工程システムを本社からブラジルへ持ちこんだ。これが自動車産業を除いたブラジルの工業界に下請制度が未発達である大きな原因とみられている。(近年に

到って下請工業も逐次発達しつつある。)こうした歴史的背景からブラジルにおける有力な企業は分析などの重要な部門は自社内で処理する方針をとってきたものが大部分である。

(ロ) 鋳物、金属工業の場合は、近年まで特に嚴重な分析を必要としていなかった。それは工業技術のレベルが国際的に未だ低かったからでもあるが、一方、自動車工業を初め主な金属関係メーカー、その他の関連基幹産業が自社内に鋳物工場を持ち、外注に出すことがほとんどなかったからでもある。(イと関係有り)。

(ハ) 下請けを担当する小零細企業が各産業界全般にみられなかったが旋盤などの工作機械が国産化されるようになって小部品をつくる町工場が現われた。これら町工場は主として自動車産業との関連において60年代から細々ながら伸びてきている。しかし、(a)大企業の要求に応え得る程の技術がなく、不良品が多い。(b)納期が守られない。(c)生産管理の面で非経済的である。(d)距離的な問題があるなどの点から十分発達しているとはおもえない。本調査の対象とした日系企業9社の中、2社を例にとると3%~5%にとどまっている。

(注 農和工業に照会したところ、機械加工、板金加工平均して20~30%を外注している。)

<鋳物、金属関係日系企業の概況>

サンパウロの鋳物、金属関係の日系企業9社について分析ラボラトリーの有無を調べた結果、次のようなことがわかった。(1)ラボラトリーの所有率:100(%)、(2)分析の外注率:0(%)、(3)分析要員数:1~2名。(以上7社に共通)

9社の会社名 (ABC順)	鋳造製造部門	ラボラトリー	営業種目
1) ブラジル初田工業株式会社 (HATSUTA do BRASIL) (S/A)	所 有	所 有	大型動力噴霧機の製造
2) ブラジル豊和工業株式会社 (HOWA do BRASIL S/A)	所 有	所 有	織物機械の製造
3) 加藤精機工業有限会社 (Indústria Mecânica KATO) & Cia	な し	所 有	シャシーの金型、ゴムベルト製造機械メーカー
4) ブラジル久保田鉄工有限会社 KUBOTA-TEKKO DO (BRASIL) Indústria e Comércio LTDA	所 有	所 有	ディーゼルエンジン、汎用中型耕運機の製造
5) MAEKAWA DO BRASIL Refrigeração LTDA	(所有せず) (他社へ発注)	所 有	冷凍機的设计据付、その他のエンジニアリング
6) 中田商工合資会社 (Indústria e Comércio) NAKATA LTDA	所 有	所 有	ギア-シャフトその他のパーツの製造
7) ブラジリヤンマー株式会社 (YANMAR DO BRASIL) S.A.	所 有	所 有	ディーゼルエンジン耕運機の製造
8) 宿屋鋳物工場株式会社 (Fundição YADOYA S.A.)	所 有	所 有	鋳鉄・ボール盤の製造
9) 宿屋工業株式会社 (S.A.YADOYA Indústria) FURADEIRAS	な し	所 有	ボール盤の製造
(注) 宿屋工業は宿屋鋳物工場から鋳物の供給を受けている。			

サンパウロ (ブラジル) における鋳物金属工業界の構造は以上にみたとおりであり、分析業だけを事業として成立させることの可能性は、あくまでも未知数である。

しかしながら、これはさらに第二次のより直接的な調査によって初めて結論が出されなければならないが、その際、次の事が考えられる。

- 1) 鋳物工業以外の金属 (鉄鋼、非鉄金属) 工業関係各社についてその可能性をさぐる。

2) 鋳物工業については大中企業についてのみ、その鋳物製造工程に関するノウ・ハウの売り込みを主体とし、分析を従とする行き方の可能性をさぐる。

3) 分析以外の分野、即ち(イ)熱処理の下請け、(ロ)鋳物の関連部門としてブラジルでは少ない金型、木型製作部門の開発の可能性をさぐる。

II. 1. 1. で進出の可能性をさぐるため鋳物工場44社をピックアップしたのにならい、サンパウロ市を中心にして鉄鋼、その他機械メーカー103社を選び、その営業種目について簡単なデータをとった。本資料は、サンパウロで近い将来、新たな可能性をさぐるのにきわめて重要な資料とおもわれるので本報告書末尾に附属資料として添付した。

(附属資料B)

1) について、その可能性をさぐることの根拠は次のようなものである。

a) 金属工業たとえば自動車関連産業特に重要な部品を大量生産する企業においては多量の部品を一つ一つ分析することが不可能なため定期的(3~6カ月毎)に大量の分析を行なう方法をとっている。

しかし自社所有のラボラトリーの処理能力で完全にこれをさばき切れない悩みを持つものも出てきている。ここに分析業の入り込む余地が存在する可能性があるかも知れない。具体的にはこれらの大企業と月契約または6カ月などの長期契約を結び分析に責任をもつという形にすることが考えられる。

また2) について、その可能性をさぐる根拠は次のようなものである。

b) 鋳物工業界のレベルは他の工業界のレベルより全般に低いといわれているが、特に特殊鋳鉄の生産は未だ多大の問題を抱えてい

る。生産工程の技術面において改善を加えることによって生産の能率向上をはかることは鋳物工業経営者にとって重要な問題となっている。こうした情勢から分析業一本に絞らず、進んでこれらの企業にノウハウを提供するといった形で入り込むなら、別の可能性が生れてくるかも知れない。

こうした一般的情勢を分析してみるなら、移住の時期、構成人員は一旦変更し、単身又は主力メンバー2名による短期6カ月程度の実地調査を行なう必要が生じてくる。

II. 1. 2. 進出当初15-20工場を常時得意先として確保することの可能性

鋳物も金属、鉄鋼、機械、部品関係メーカー（附属資料B、II. 1. 2.の末尾に添付）も機構構造上似たものとおもわれるが、金属鉄鋼、機械、部品関係メーカーは鋳物工業に比べ、その製品が多種多様であり、一定でないので分析の必要度が一層高いものとおもわれる。これらメーカーから得意先を15-20確保することの可能性は決して易しくないが、同時に不可能でもない。その場合、1) メーカーと直接交渉する必要がある。2) そのためには分析業のサービスが先方の必要に応えるに十分のものでなければならない。3) 2) と関連し、サンパウロにおけるこれら関連メーカーの問題点、プランをよく把握していなければならない。などの点を十分考慮すべきである。

当初から15-20または、それ以上の工場を得意先として確保することは、分析業のサービスを直ちに必要としない工場の数が比較的多いことからみて難しい。ただし、日時を十分かけて（6カ月位）根気よく開拓していくなら或は可能かも知れない。調査を完結しない前に、いきなり機械を持ち込むことは賢明でないが、機械類の代りに十分な資料を用意し、それをカバーする態勢をととのえておくことも必

要である。

資料は日本で基礎的なものをつくり、それを原稿としてさらに当地における調査の結果を加味したものを最終的につくり、一つのパンフレットの形として出来るだけ早目に作成、これをセールスマンに引継ぎ配布せしめるというのも一つの方法であろう。

別添リストのメーカーは全体の数の10%内外に過ぎないが、主なものをピックアップしてあり、このうちから10~15の得意先をとることはむづかしいとしても全体のワクを200~300にひろげ、そのうちから10%内外をとることは難しくなさそうにおもわれる。計画書の問題でも述べるが、こうした方法をとる場合、言葉を十分修得している者をスタッフとして確保することが必要になってくる。こうした場合、人件費としての経費を新たに注入しなければならないから、計画書の資金計画の黒字部分がこれに充当されることになる。

最後に将来の試験所から車で片道30分~40分の範囲に工場が30~40以上存在する立地条件としては、サンパウロ市郊外のA B C D地区があげられる。A=Santo Andre' (サントアンドレー)、B=São Bernardo do Campo (サンベルナルド・ド・カンボ)、C=São Caetano (サンカエターノ)、D=Diadema (ディアデマ)は何づれも金属関係工業が集中しているが、A、B、C、D間の距離がきわめて大きい上、その地区での得意先の確保の可能性が未知数である以上、むしろ試験所(ラボラトリー)の場所は、A B C Dに対して中心を占めるサンパウロ市内の方が便利である。サンパウロ市内からはA・Cまで30分~40分、B・Dまで一時間程の距離にある。

これに対し、B・CからDまでは一時半以上要するのが普通である。また、サンパウロ市内の工場の数はかなり多い。そのおおよその所在図を作成してみた。(附属資料C サンパウロ市内工業分布略図参照)

これはあくまでもサンパウロ市内の工業の略式分布図である。本工業分布略図は、本項末尾の「鉄鋼金属機械メーカーリスト」に基いて作成したものであり、サンパウロ市の工業の数を正確に表わしたものではない。また、A B C Dの工業分布数についても同様、上記リストから作ったものであるが、同リストはサンパウロ市を主に対象としたものであるため、実際のごく一部しか表われていない。

II. 1. 3. 某進出希望企業の進出計画について

II. 1. 3. 1. 企業採算

- (1) 損益分岐点を現段階（進出前～進出後1年）において論議することは時期早尚とおもわれるが、一応の目安をたてるためであると仮定する場合は、それなりの意義があるとおもわれる。
- (2) 進出後1年乃至2年位は利益が零又は赤字となる可能性が大である。事実、進出に成功した多くの企業は当初1～2年、長いもので5年～20年の赤字経営に耐えたものであり、それができないものは再起不能の泥沼に陥ち入るのが普通である。
- (3) したがって売上収入の推定は予測できない。計画書中の売上収入850（千円）は、

(イ) 比例費 = 150（千円）

(ロ) 減価償却費 = 167（＃）

(ハ) 人件費5名 = 400（＃）

(ニ) 経費 = 100（＃）

(ホ) 支払利息 = 33（＃）

台 計 850（千円）

から出されたものであるが、850（千円）の出所の根拠が薄弱というより明らかでない。恐らく経験と希望的予想から生まれた

ものとおもわれるが、こうした楽観的見とおしは甚だ現実的でないとおもわれる。しかし、一応その内訳について検討してみると：

(イ) 消耗品+電力費=12.5(%)

サービス税5.0(%)は正しい。

(ロ) 減価償却費に約20%(0.196)、したがって一応、新品と仮定する場合は、5年償却の目標と既に使い古されたものなら、その年数(X)+5年の償却となるが、当初、利益が不安定であることが予想されるので、減価償却費を20%から安定の見とおしがつくまで零乃至5(%)まで思い切って引下げ、余った分を運転資金へ廻す方が賢明である。

事業が軌道に乗り初めるのは、順調に行ったとしても普通創業から2年乃至3年目からである。なお、当地のラボラトリーでは機器類は10年乃至15年は使用に耐えたものが圧倒的に多く、5年の償却は早過ぎ、少なくとも10年乃至20年とするのが妥当かとおもわれる。

(ハ) 人件費5名=400(千円)については、先ず給与レベルは：

	Cr\$(クルゼイロ貨)	US\$(ドル)	YEN(円)
大学工科卒の場合(初任給)	1,500.00~2,000.00	260.87~347.83	80,347.96~107,131.64
" (経験豊富)	2,500.00~3,500.00	437.78~608.70	134,836.24~187,479.60
" (高級) (部課長クラス)	4,000.00~5,000.00	695.65~864.57	214,260.20~267,827.56

	Cr\$(クルゼイロ貨)	US\$(ドル)	YEN(円)
高工卒程度能力を有する者	1,000.00~1,500.00	173.90~260.87	53,561.20~80,347.96
以上能力に応じて	2,000.00以上	347.00以上	107,131.64以上

ドル= 買い 5,750 (1ドル=308円として換算) (注)換算率は何づれも、
売り 5,785 1972年2月17日現在。

となっている。もっともボ語がよく判らず、国情、経済事情に不慣れというハンディキャップを持つ外国人はレベルを下廻る給与に抑えられるのが普通であるから、5名で400（千円）＝1人平均80（千円）（クルゼイロ換算Cr\$1,493.28、US\$259.7）は、先ず、良識的線と言えよう。

即ち、一人平均給与（月額）＝Cr\$ 1,029.85

企業主の社会保障負担分 $\text{Cr\$}1,029.85 \times 0.45 = 463.43$

一人当りの企業主の負担分（月額）合計＝1,493.28

（クルゼイロス）

労働法に基づく社会保障

社会保障法が国の法律で決められており、経営者は各人に支払う給与に対し、概算45（％）を別に積立てる義務を国に対して負い、違反者は厳しく法により罰せられる。

5名の給与＝400,000円を正味支払分とすれば、それに対する45（％）分＝180,000円が赤字となる。

したがって400,000円は、275,000円を正味支払予定分として確保し、125,000円を社会保障費負担分として確保すべきである。

（この項目で損益分岐点850（千円）が崩れ、全体のバランスが赤字となりそうである。）

企業主（雇主）が負担する社会保障及びその他の労働法に基づく保障の比率

INPS（社会保障負担）	8.0（％）
SESIまたはSESC（工業又は商業社会事業）	1.5（％）
SENAIまたはSENAC（工業又は商業訓練所）	1.0（％）
INDA（農地改革植民院）	2.6（％）

13 カ月目給料に対する INPS(社会保障負担金)	0.6 (%)
家族手当	4.3 (%)
教育手当	1.4 (%)
FSTS (勤続年限保障基金)	8.0 (%)
労災保険(金属関係職種)	4.8 (%)
13 ヶ月目給料	8.3 (%)
13 カ月目給料に対する勤続年限保障基金	0.7 (%)
有給休暇	6.8 (%)
(計)	48.18 (%)

(注) : 労働者又は被雇傭者は INPS(社会保障院) の 8.0 (%) (雇傭主と同率)、13 カ月目給料に対する INPS の 0.6 (%) (雇傭主と同率)、計 8.6 % を負担するだけでよい。

これら社会保障は、それぞれ被雇傭者の利益を目的として法律により定められているもので、雇傭主は給料支払時点から数えて 30 日以内に銀行に積立てる義務を負う。

雇傭主は各給料の 40 % 強を給料とは別に負担しなければならないことになる。多くの企業家は労働コスト(給料) の 50 (%) を社会保障負担分としてみている。

(二) 経 費 = 100 (千円) : 臨時の収入を含めた一般通常経費であるが、車、電話、その他市税の経費が含まれるから、決して豊かな経費の計上とは言えないが、何んとか維持できそう。この項目は収入売上の如何にかかわらず、必要最低線は確保しなければならないから発足の当座は減価償却費以上に必要な項目である。

(ホ) 支払利息 = 33 (千円) (約 100 ドル = 5.75 (クルゼイ

ロス)は、利息が割高なブラジルでは、そう十分な予算ではない。仮に車を一台(下記の条件で)買う場合、月賦支払い額は450クルゼイロスの45回払いとなることからしても、この予算は一つの月賦を払うのには間に合いが二つ以上は不可能となる。

新車(車種): コンビ(フォルクスワーゲンのワゴン車:
スタンダード)

手付金(初回) Cr\$ 3,005.00

月額(45回払い) 480.00

II. 1. 3. 2. 「損益分岐点に見合う仕事の量」についての一般的問題点
損益分岐点に見合う仕事の量:

1 日 = 85 試料 (1 試料 400 円) 34,000 円 (日)
(110.00 ドル / 632.50 クルゼイロ)

1 カ月 = 2,120 試料 848,000 円 (月)
(2,753.00 ドル / 15,831.00 クルゼイロ)

(1)の損益分岐点を基礎にして(850,000 円 = 1 カ月の売上収入)いるため、(1)と同様、仮定の上に立った推論しかできないが、問題は 1 日 = 85 試料、1 カ月 2,120 試料(25 日稼働)の注文が獲得できるか否かであるが実は、この点が最大の壁となりそうである。即ち、上記の数値は損益分岐点に見合う仕事量であり、850,000 円を確保するため、最低必要な量であるから、ただ単に希望的観測に終るものではなく、実際にサンパウロでそれだけの注文がとれるか否かという、いわば一つのデッド・ラインを意味する。問題点は実はこの点にあると言って過言でない。6. 企業成立の条件(同じく対ブラジル企業移住計画から引用)によれば、(1)鋳鉄、鋳物工場の材質管理に通常支出する金額は、その売上高に対し、0.4

～1.0（%）とすれば、一工場平均支出額は大体平均40～70（千円）と仮定し、15～20工場が常時得意先として必要と考えられる。以上をまとめてみると、

1 日＝ 85 試料

1 カ月＝2,120 試料

常時得意先として必要な工場：15～20

の三点に絞られてくるが、当初からこれだけの仕事量を確保することは先ず不可能、地道に得意先を開拓するにしても1～2年にかかるであろうことは想像に難くない。問題点は得意先の開拓の方法であるが、この点についてサンパウロで鋳鉄とボール盤の製造業を営む宿屋滑七氏（株式会社宿屋鋳物工場社長）は、鋳物の分析業そのものが一つの営利企業体として現在のサンパウロで成り立つものであるかという命題については甚だ疑問であるとはしながらも将来の可能性といったものについては始めてみなければ何とも言えない。

始めるためには、そこに一つの工夫が必要である。即ち、ラボラトリーにおける分析、材料試験部門のほかにセールス（販売）部門を設け、当初はセールス（分析サービスの売込み、宣伝）に重点を置くべきであるという一つのアドバイスを持っている。即ち、分析のSame Day Serviceから受注という一つの結果に到達するためのステップとして、セールスマンの活躍に負う部分がきわめて大であるというのがその理由である。セールスマン即外交がもたらす効果はブラジルでは、想像できない程大きい。メーカー、商社の大部分が販売部の中でセールスマンをかかえ、これを通じて積極的な売込みを行なうことが一つの商習慣となっている以上、ラボラトリーの場合でもひとり座して手客を待つべきではないという。具体的には4人の分析担当者を一人減らしてでも二世のセールスマンをやと

い、注文の獲得に全力を傾倒すること。二世の場合、ポルトガル語と日本語の二カ国語を解する者であるが、この場合の必須条件である。

材料試験、鑄物の化学、物理試験にある程度の経験と知識をもつ者でなければならないことはいうまでもない。この場合、次のような問題が絡んでくる。

(1) 日本から新しく進出または移住した人が、一つの企業体の運営、経営権を掌握する場合、うまく事が運ばない。その理由は、

(イ) 言葉が十分理解できないため、対外接衝が暗礁に乗り上げる。

(ロ) 当地の商習慣に不慣れで、このため動かずして多大の損失を蒙ることがある。特に購買の面でそのリスクが大きい。

などが主なものである。

(2) 上記(1)の不利を補足するため、日本語の会話が出来る日系二世に重要な仕事を委せる場合、うまく行くケースが多いが、その理由は言葉はもちろん商習慣などをよく知っており、対外接衝に有利であることがすべてである。二世について宿屋清七氏は、

(イ) 大学新卒の者は直ぐ役に立たず、十分仕事を処理できるようになるまで最低5年は必要。

(ロ) 一世に比べて積極性を欠くため仕事のペースが一世と合わないことがある。

(ハ) 商業面では欧州系ブラジル人と比べかなり劣る。商売の運び方、“コツ”を体得している者が少ない。——などの点をあげ、また一般ブラジル人について

(ニ) 技術者の肩書きを持つ者で10人の内8人までが役に立たない実力のない技術者である。

(ホ) 一企業体の組織についてみる場合、ブラジル人の企業はチー

フクラスの権限が大きく、能率的な運営がなされる場合が多く、合議制を尊重する日本の組織とこの点異質である。（企業移住の場合、言葉のハンディキャップに加えて斯うした組織の違いが商売面にマイナスの形で反映することが多々あるので注意を要する。）などの点を指摘している。

注1：宿屋清七氏は、宿屋忠八氏（長兄）、宿屋三郎氏（次兄）の三兄弟の末弟。同じ場所で三兄弟がそれぞれ別に事業を営んでいる。清七氏は次兄の三郎氏と1935年、現在の場所に小規模な鋳物工場を創立、少しずつ事業を拡張してきた。現在の工場の敷地面積は30m×50m、鋳物製造とボール盤の製作の二つの事業を大きく営んでいる。

ボール盤はYADOYAのマークで“FURADEIRA YADOYA”としてブラジル国産ボール盤としては第一級の折紙がつけられている。次兄の三郎氏は隣り合わせの建物で同じマークのボール盤（鋳物部門は持っていない。）を清七氏より大規模に製造している。三郎氏の工場からはボール盤が月25台生産されているが、注文に追われ製造が間に合わない状態が続いている。これら兄弟の強味は鋳物工場を備えていることにあり、さらに二世の子息らがセールス、技術、経理の方面で優れた手腕を発揮している事が今日の成功をもたらしていることは疑問の余地がない。

注2：宿屋三兄弟の事業は次のように三つに分れ、それぞれ独立している。

宿屋商工株式会社（宿屋忠八）

（所在地：Rua Bartolomeu de Canto, 150 S. Paulo

266-1653

宿屋工業株式会社（宿屋三郎）

（所在地：Rua Bartolomeu de Vanto, 40 S. Paulo

266-2364

宿屋鋳物工場株式会社（宿屋清七）

（所在地：Rua Bartolomeu de Canto, 58 S. Paulo

266-1586

鋳物の材料試験の有無：宿屋三郎氏は所有していないが、宿屋清七氏の鋳物工場で簡単な装置を工場内の一角に備えていて、両社の要求を満たしている。所が近年、ブラジルの工業レベルが次第に高くなり、国際市場へ工業製品が進出が著しいのと平行して金属材料のテスト、特に鋳物の張力テスト（物理試験）の必要性が高まってきた。この傾向に応えるため、清七氏はその鋳物工場内に新しく Cr\$ 25,000.00（二万五千クルゼイロス：約 US\$ 4,348.00（1ドル＝5.75）：約 ¥ 1,339,184.00（1ドル＝308円））を投じ、物理試験の設備をつくる計画である。サンパウロ市及び近郊の工業地帯にある鋳物工場は、その50（%）以上が分析のラボラトリーを所有しており、鋳物工業界では自己のラボラトリーに頼る傾向が強い。ラボラトリーを自己の工場内に持つ会社は中以上の規模である。これを持たない鋳物工場はそれ以下の規模であり、ラボラトリーの分析を必要としない程度の仕事しかない零細町工場である。もともと、ブラジルの鋳物工業、金属機械工業は一部を除き、正確な分析を必要としなかったからである。また、正確な分析、テストを必要とする自動車工業の如き（フォルクスワーゲン、フォード、GM、クライスラー、その他）は、すべてラボラトリーを本国から持ち込んでおり、大切な金属分析を外注に出すようなことは絶対にやらない。金属分析に限らず、ブラジルの工業界では外注は、

(1)納期の遅延。(2)技術のレベルが低い。の二つの根本的欠かんがあるため大企業は外注のシェアを一定限度に抑え、大部分を自力で行なっているのが現状である。

サンパウロの鋳物工業界では、南米一の規模を誇る* SOFUNGE (ソフンヂ)と呼ばれる会社があるが、同社のラボラトリーの近代設備からは、わずか2分間で分析結果が出るといわれている。

* (略式名) : SOFUNGE

(正式名) : Sociedade Técnica de Fudeções Gerais
SA SOFUNGE

(所在地) : Rua Bartolomeu Pais 136, S. Paulo

(電話) : 260-2211

II. 1. 3. 3. 「処理能力」についての問題点

計画書中の処理能力は言葉(ポルトガル語)と、ブラジルの習慣に不慣れといった二つの問題を一応考慮に入れていない所に問題があるものとおもわれる。また、日系の進出企業中、金属分析を必要とする少数のものを除いて、大部分はブラジルの企業を対象としなければならないことが予想され、また日系企業でもブラジル・ヤンマー株式会社、久保田鉄工有限会社は自社で鋳物工場と分析ラボラトリーを所有し、企業を一応軌道に乗せているものは、二世を主体とした体制を確立済みであるので、ここでも同じく言葉(ポルトガル語)——日常会話と専門用語——の能力が、仕事の能率を左右する大きな要因となることは間違いない。家族構成からみて平均学歴が高いことがわかるが、学力と外国語を習得する能力とは別であり、特に英語などのアングロサクソン系の文化、教育の影響を受けた日本人には、ラテン系言語の習得は不得手のようである。これがひいては商売嫌いに通ずる結果をもたらすことがある。ただし、こうし

たマイナスの要因を克服したあかつきには処理能力は、その家族構成からみて、ブラジル人より、はるかに大きいものとなるであろう。ふつう言葉の習慣には半年、遅くても2～3年を要すると思う。

Ⅱ. 1. 3. 4. 「企業成立の条件」についての問題点

(1)及び(2)については、Ⅱ. 1. 1.「進出の可能性」及びⅡ. 1. 2.「進出当初15～20工場を得意先として確保することの可能性」でそれぞれ述べた。

Ⅱ. 1. 3. 5. 「移住のメンバー」についての問題点

冒頭に「当初、創業時の困難が予想されるので家族4人のみで移住し、安定のみとおしが立ってのち逐次、呼寄せ増員する。」とあるが、この考え方は全く正しいと言える。しかし、問題は簡単なように以外と複雑である。即ち、

- (1) 鋳物工業などの金属材料の分析、テストを本業とする企業体が事業体として成り立つものか否かは、一応Ⅱ. 1. 1.とⅡ. 1. 2.で述べたが、これは一応の理論であり、実察問題としてそれが正しい結論か否かは、さらに詳しい調査を本人自身が行なって出されるものであるから、いきなり家族4人が移住を決行するのは可能であっても、順序をふんだ正しいやり方ではないようにおもわれる。
- (2) 移住の時期として昭和47年4月～6月を予定されているが、本調査が行なわれた昭和47年2月から移住の時期まで2カ月から4カ月の短い期間が残されているに過ぎない。調査の結果は、一応、白とも黒とも判断がつかないものであるから、とに角、現地へ着いてみてからにして、当って砕けよ、という意気込みであろうが、これも賛成できない。
- (3) 移住(一家をあげての)を一応、半年乃至1年延ばし、ひとまず責任者のA氏が、次いで一時期(6カ月位)を置き、B氏が現

地へ来られ、最終的に昭和47年の末か、翌年に家族が移住されるのが理想的であるとおもわれる。

(その理由)

1. 鋳物など金属工業を対象とする分析業が現在とはともかく、将来有望な事業であるとしても、本事業を独立して採算に乗せるには多大の開拓が必要であり、それには、調査が先行しなければならない。
2. 有望な事業であるか否かは事業主が最終的に判断しなければならないが、もし別の形で事業を行なうならもっと有望であるという結論が時期の経過と共に判明してくることが考えられるが、この場合、一家をあげて移住を敢行していない方がより柔軟な善後策がとれる。
3. 事業の可能性が少く共、現段階では未知数であるから、それをはっきりするまで生活費を含め、事業の可能性を探索するための運転資金が予想外にかかることは疑えない。新しい土地で新規に一家の生活を構えるには新しい資金と時間的余ゆりを必要とし、それに土地に不慣れであること、言葉が十分わからないなどのことから附随的に派生する小さな問題が山積し、その解決に手が一杯となって本来の目的に費す時間をその方にとられてしまう。
4. 2.でふれた「別の形」で事業を行なう……」の点について、
(1)現段階で金属分析だけでは採算がとれないことが判明する場合は、同業種のラボラトリーに就職するか、または鋳物工業の分析部門に技術者として入り込む方法がある。

以上の理由から、最終的には計画書中のメンバーのとおりに着ち着くとしても、当初から一家をあげての移住は賛成できない。運

転資金が豊富であるなしかかわらず、現状に対応した善後策が建てである。

Ⅱ. 1. 3. 6. 設備資金並に資金計画

計画書 A、B 案（何れも円建て）につき、それを先ず、ドル建てに換
つげるための目安とした。そして一方、サンパウロ市の 1972 年 2 月
と対比し、どの部分が赤字となりそうか、それによって、どの支出を減
対比の結果に対する考察は後段に記した。

なお、(A) ドル＝クルゼイロの公定換算レートは、1972 年 2 月
計算した。(B) イ. 事前渡航費、ロ. 移住費、ハ. 事業設備中、(1)分
については比かくの対象がないため原案のままとした。

やすくするためには、段階的な移住方法の方が行動力に巾とゆとりができるから

算、これをさらにクルゼイロ建てに換算し、サンパウロの物価のおよその見当を
初旬現在の価格（クルゼイロ建て）を調べてみた。その平均値を計画書（原案）
らすべきか、全体としてどういったバランスとなるのかについて知るためである。

17 日現在のものを使用した。また、ドル＝円換算率は 1 ドル＝308 円として
析装置等、(2)材料試験機等、(3)試料採取機器。 借入金（1 年据置、4 年返済）

実 質 予 算 （日本において）				実 質 投 資 必 要 額 （ブラジルにおいて）			
円建て自己資金および支出計画をドルとクルゼイロ貨に換算したもの。				資金をクルゼイロで投資した場合、個々の投資額をドル、次いで円に換算したもの。 バランスは、その項目が投資予定額をオーバーしていないかをみたもの。			
摘 要	収 入 ・ 支 出			収 入 ・ 支 出			バランス（円） 数字上に表われた計と 実際の食い違い。 （-）印は収支上の赤字 を示す。 （+）印は収支上の黒字 を示す。
	円（単位：1,000） （収入） （支出）	ドル（換算） （308円＝1ドル） （収入） （支出）	クルゼイロ Cr\$（換算） 1ドル＝5,750 （収入） （支出）	クルゼイロ Cr\$ （収入） （支出）	ドル（換算） 5,785クルゼイロス ＝1ドル （収入） （支出）	円（換算） （1ドル＝308円） （収入） （支出）	
A 案（全額自己資金、但し、土地が借地）							
自 己 資 金	¥ 28,000	US\$ 90,909.00	Cr\$ 522,727.00	Cr\$ 522,727.00	US\$ 90,783.00	¥ 27,961,164.00	-3,883,600
事 前 渡 航 費	1,000	3,247.00	18,670.00	*18,670.00	*3,242.00	*99,853.600	-1,464.00
移 住 費	2,000	6,494.00	37,341.00	*37,341.00	*6,485.00	*1,997,380.00	-2,620.00
(小 計)	(3,000)	(9,741.00)	(56,011.00)	(56,011.00)	(9,727.00)	(2,995,916.00)	(-4,084.00)
(残 高)	(25,000)	(8,116.800)	(46,671.600)	(46,671.600)	(8,105.600)	(2,496,524.800)	(3,475,200)
事 業 設 備							
(1) 分析装置等	5,500	17,857.00	102,678.00	*102,678.00	*17,832.00	*5,492,256.00	(-) 7,744.00
(2) 材料試験機	2,400	7,792.00	44,804.00	*44,804.00	*7,782.00	*2,396,856.00	(-) 3,144.00
(3) 試料採取機器	400	1,299.00	7,469.00	*7,469.00	*1,297.00	*399,476.00	(-) 574.00
(小 計)	(8,300)	(26,948.00)	(154,951.00)	154,951.00	(26,911.00)	(8,288,588.00)	11,412.00

摘 要	収 入 ・ 支 出			支 入 ・ 支 出			バランス (円) 数字上に表われた計画と 実際との食い違い。 (-)印は収支上の赤字 を示す。 (+)印は収支上の黒字 を示す。
	円(単位:1,000) (収入) (支出)	ドル (換算) (308円=1ドル) (収入) (支出)	クルセイロ Cr\$ (換算) 1ドル=5,750 (収入) (支出)	クルセイロ Cr\$ (収入) (支出)	ドル (換算) 5,785クルセイロス =1ドル (収入) (支出)	円 (換算) (1ドル=308円) (収入) (支出)	
(4) 事業建物 (165㎡)	4,100	13,312.00	76,544.00	*120,000.00	*20,841.00	*6,419,028.00	(-) 2,319,028.00
(5) 同上・受配電 給排水	500	1,623.00	9,384.00	● 受配電 *3,000.00 給排水 *10,000.00 (小計) 13,000.00	*521.00 *1,736.00 (2,257.00)	*160,468.00 *534,688.00 (695,156.00)	(-) 195,156.00
(6) 営業用自動車	800	2,597.00	14,933.00	(現金払い) *1,737.300 (月賦払い) 入金 4,373.00 残金 832.78×24 (カ月) (小計 24,359.00)	*3,017.00 759.00 (14,463×24(カ月) (小計 4,230.00)	*929,236.00 233,772.00 (44,546×24(カ月) (小計 1,302,876.00)	(-) 129,236.00 (-) 502,876.00
居 住 用 建 物 (1) 住 宅	3,000	9,740.00	56,005.00	(月賦払い) 敷金 10,000.00 残金 550×180カ月払 合計 *9,900.00 *1,386.800	1,737.00 (9,550×180) *1,719.000 *2,408.50	534,996.00 (29,414×180) *5,294,520.00 *741,818.00	(-) 2,294,520.00 241,818.00
(2) 什 器	500	1,623.00	9,332.00				
合 計	28,000	90,909.00	522,272.00	522,272.00	90,783.00	2,796,116.400	(+) 388,360.00
収 入				474,203.00	82,351.50	2,536,426.200	(-) 5,164,262.00
支 出	20,200	65,584.00	377,160.00	485,24.00	84,31.50	2,596,902.00	
残高(予備費)	7,800	25,325.00	145,567.00	(注) 1. (6)営業用自動車は現金払い。居住用建物 (1)住宅は月賦払いの合計高をとった。 (注) 2. 支出は*印の数値の総合計である。			
B案(A案+土地買取)							
土 地 (650㎡)	7,200	23,377.00	134,418.00	56,000.00	9,726.00	2,995,608.00	
借入金(1年据置、4 年返済)	4,000	12,987.00	74,675.00	74,675.00	12,969.00	3,994,452.00	
合 計	32,000	103,896.00	597,402.00	597,402.00	10,375.200	3,195,561.600	(+) 44,384.00
収 入				530,203.00	9,207.800	28,359,870.00	(-) 959,870.00
支 出	27,400	88,961.00	511,526.00	67,199.00	11,674.00	3,595,746.00	
残 高	(+) 4,600	14,935.00	85,876.00				

コ メ ン ト

A 案

事前渡航費 (1 名) 1,000,000 円

渡航 (一家 4 名) 前に 1 名がその準備に当る場合、そのために必要な計費としての予算なのか、(イ)または渡航実施前に 1 名が来伯し、予備調査を行なうための往復旅費を含めた予算なのか、(ロ)あるいは、1 名のみが先行移住し、2～3 カ月程度の予備調査を行なうという意味なのか、(ハ)明確でないが、事前渡航費として少く共 100 万円の予算が組まれている以上は、(ロ)の方法を試みるのが最も妥当かとおもわれる。

因みに東京～サンパウロ間の往復飛行切符 1,634 ドル (現金払い : 1972 年 3 月 11 日、サンパウロ旅行者調べ。但し、払込場所は東京) 滞在費は 1 カ月 8 万円～10 万円、これ以外に予備調査費用 (交通費、通訳謝礼、その他雑費) として 1 日 25 ドル (7,700 円) が必要である。

移 住 費 (4 名) 2,000,000 円

必要な機資材の運送料及び 4 名の渡航費は別として、渡航前の仕度費などが見込まれているものとおもわれるが、本予算の大部分が渡航後に支出されるよう留意すべきである。即ち、サンパウロに到着後、一家の落ち着き先が決るまでを第一段階 (必要期間 : 1～3 カ月)、事業が一応、軌道に乗るまでを第二段階 (3 カ月～1 カ年) とし、(併せて 4 カ月～1 年 3 カ月)、この間一応、定収入がないものとみて、移住費を移住後の費用のために積立てておくべきである。2,000,000 (円) = 6,494 (ドル) = 3,7341 (クルゼイロス) (308 円 = 1 ドル = 5.75 クルゼイロスとして換算)。

$3,7341 \div 4 (\text{カ月}) = 9,335 (\text{クルゼイロス} / \text{月})$ 、 $3,7341 \div 12 (\text{カ月}) = 3,112 (\text{クルゼイロス} / \text{月})$ ：

即ち、200万円は、1972年2月現在、3万7千クルセイロス強となり、4カ月の生活費としてなら1カ月9,335クルセイロス、12カ月間の一家の生計費としては、1カ月3,112クルセイロスとなり、一応、十分な予算である。当地（サンパウロ）における一家の生活費は4名構成の場合、食費400、住居（借家）600～800、光熱、ガス代100が標準である。

事業設備

設備機械などは日本から持ち込む計画とおもわれるが、その場合、その評価額の合計が事実上支出とならず（計画書の中では支出として計算）、その分だけ実質的に予備費に加算される。

(1) 分析装置等 5,500（千円）

(2) 材料試験機など 2,400

(3) 試料採取機器など 400

計 8,300（千円）

8,300（千円）は予備費（A案、B案）に編入できるから

予備費：A案 7,800（千円）+ 8,300（千円）= 16,100（千円）

B案 4,600（千円）+ 8,300（千円）= 12,900（千円）

となり、予備費は大巾に増える。また、全体の収支上のバランスも：

A案：（－）5,164,262.00（円）

B案：（－）959,870.00（円）

何れも実質必要投資額

から：

A案： 16,100,000.00

B案： 12,900,000.00

－ 5,164,262.00

－ 959,870.00

10,935,738.00

11,940,130.00

となり、A、B案とも赤字から一挙に黒字に変わる。もともと、これらの機資材をサンパウロで新規に買入れるような場合は、このバランスは大きく崩れることは言うまでもない。

(注) サンパウロにおける分析装置、材料試験機(Testing Machine, Maquina do Ensaio = ポルトガル語)の輸入専門店としては下記の二社がある。

(会社名) : COMÉRCIO E INDÚSTRIA NEVA S/A.

(所在地) : AV. Horacio Lafer, 454-Itaim

(電話) : 80-8144, 81-2342, 81-8488

(会社名) : COMÉRCIO ULTRAMARINO COSA S/A.

(代表者) : Franz Wipfli

(事務所) : AV. Ipiranga, 1097-6 -cj. 3/4

(電話) 36-7281, 34-0753

(店) : Rua Timbiras, 108(電話) 221-3567

NEVA社は、ドイツのSCHENCKを、COSA社がREICHERTERの機器を輸入しているが、ストックはなく納期は発注してから1年前後を要する。

価格 NEVA 社の場合、小型～中型で3,500 (Cr\$)～3,500 (Cr\$) —

(注) ブラジルの工業規格は、ドイツのDIN、米国のISOが標準とされているが、Testing Machineの場合は西ドイツ製のものが多く関係上、DINが標準的規格されている。なお、ブラジルの工業規格ABNT (ASSOCIAÇÃO BRASILEIRA

DE NORMAS TÉCNICA) は DIN のコピーであり、日本の JIS は ISO のコピーだという考え方が強い。DIN=DE-NSCHT INGENIENR NORM: DIN の Testing Machine の誤差は最大 1% までといわれている。(以上 NEVA 社の話)。

事業用建物 (165 m²) : 120,000 (Cr\$: クルゼイロス)

A 案の事業用建物 (165 m²) の敷地として、B 案で 600 m² の土地購入が計画されているが、立地条件として試験所から車で片道 30 分～40 分の範囲内に 30～40 以上の工場が存在する場所となっているので、この条件をみたす場所としていわゆる ABCD 工業地帯から適当とおもわれるものをピックアップしてみた。(1972 年 2 月初旬)。上記の 120,000 m² は ABCD 工業地帯の一つサンベルナルド・ド・カンポ (São Bernardo do Campo) で見つけたもので広さは 150 m² とで金属工業用建物が完成済みである。広さは購入予定の 600 m² より遙かに小さいが、上記の立地条件をみたすとおもわれたので、参考のため、とりあげた。詳細は他の主な候補地と共に次に記す。(なお、ABCD 工業地帯とは、サンパウロ市に隣接した四つの工業都市の頭文字をとった呼び名で、大サンパウロ都市圏を構成している。四都市とは、サントアンドレー市 (Santo André)、サンベルナルド市 (São Bernardo)、サンカエターノ市 (São Caetano)、ディアデマ市 (Diadema)。これ以外にもサンパウロからリオデジャネイロ市へ通する国道ゾットラ沿いのグッルーリョス市 (Guarulhos) も新しい重要な工業地帯である。

事業用建設の受配電・給排水

受配電工事 (材料代含まず) : 3,000 (Cr\$: クルゼイロス)

給配水工事 (材料込み) : 10,000 (Cr\$: クルゼイロス)

以上何ずれも総面積600㎡、建物敷地面積165㎡、工業地帯にあることの三つの条件を想定の上、それぞれの業者(下記に見積りをさせたものであるが、現物から見取図を作成した上での見積りではないので、実際に見積をとった場合、ある程度の喰いちがいが出ることが予想される。

受配電工事(業者名 { Comercial e Instaladora Elétrica
Pereiro de Castro Ltda.

所在地: Rur Helena Zerrner, 84 São Paulo

Tel: 36-0203

給配水工事(業者名 Hidraulica Brasília.

所在地: Rua Barão de Iguape, 347 São Paulo

Tel: 278-7077

営業用自動車(新車、現金払い) 17,373.00 (Cr\$: クルゼイロス)

ここであげたものは、FORD WILLYS do BRASIL社製、RURAL FORDである。以下サンパウロにおける営業用中型車の価格、支払い条件などをまとめると次のようになる。

カタログ版	車 種	メーカ	現金価格 (Cr\$)	月賦の場合 (Cr\$)
1	RURAL FORD (Standard)	Ford-Willys do Brasil	17,373.00	入金 4,373.00 残金 882.78 × 24 回払い 合計 24,359.00
2	KOMBI-Standard	VOLKSWAGEN	18,000.00	入金 4,000.00 / 残金 826.00 × 24
3	VERANEIO- スタンダード	G M	30,500.00	
	デラックス	" "	35,600.50	入金 6,500.00 / 残金 1,440.00 × 24

居住用建物

住宅（新築）：サンパウロ市には新築の住宅が豊富にあり、いずれも

Cr\$ 1 0 0 0 0 0 0 ~ Cr\$ 2 0 0 0 0 0 0 の敷金（入金）

残額は Cr\$ 5 5 0 0 0 （毎月）の 1 5 年払いという方法

で入手できる。前項にかがけた例は、サンパウロ市南部

のサント・アマーロ地区（同地はサンベルナルド、チア

デマなどの工業地帯に近い）で、5 軒続き、二階建て、

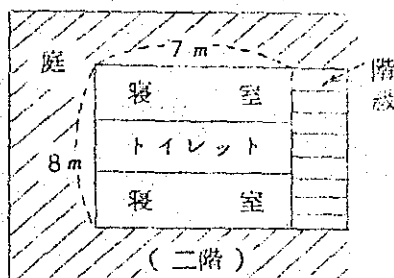
両端の二軒は前庭、後庭のほか、片側にも庭がある。

（A 図）なお、大きさがこれより 2 5 （％）増えたもの

は、入金が Cr\$ 2 0 0 0 0 0 0 と高くなるのが普通である。

裏庭の片隅には大てい約 2 m × 3 m の物置がついて

いることを附す。



（A 図）

広 間		
トイ レ ット	食 堂	台 所

（一階）

什 器

寝室、居間兼応接間、台所、食堂の調度品の主なものをサンパウロで新しく買求めるという想定の下に予算を組んでみた。

なお、価格は市内中心部で調べたものである。（1972年2月初旬）。

以下その内訳を記す、なお、価格は台所用具を除き、何れも現金価を記

したが、月賦払いが広く普及している。月賦払いの場合、現金正価の20

(%) ~ 25 (%) が入金基準であり、残額は 10 回払い (10 カ月) から 24 回払いまで、いろいろある。

24 回払いの場合、支払い総額が現金正価の 200 % 前後に達することがある。

寝 室 (Dormitorio)	居間兼応接間 (Sala)	台 所 (Cozinha)	食 堂 (Sala de Jantar)
ベッド (夫婦用、1.) Cr\$ 1,250.00	ソファ 1 組 (3~4) 2,000.00	ガスレンジ 430.00	食卓 (6 人掛け、椅子付) 490.00
同 上 (独身用、2.) 500.00 250×2 台 (独身者 2 名)	テーブル (低い式のものでソファの前に置かれる。) 200.00	鍋、フライパン、湯沸しなど (35 コ = 1 組) 275.00	食器 (1 組 42 Pícos) 315.00
クッション (ベッドに用いる、夫婦用) 700.00		スプーン、フォーク類一式 134.80	茶器 94.80
同上 (独身用、2 台分) 250×2 500.00	合 計 2,200.00	冷蔵庫 (中型) 1,250.00	合 計 899.80
洋服ダンス 400.00		電気洗濯器 (大型) 1,435.00	
枕 (30×4 人分) 120.00		電気掃除器 375.00	
カーテン 2,000.00		アイロン (GE) 80.00	
(2 階建住居を想定)		お盆、果物カゴ一式 190.00	
合 計 5,470.00		合 計 4,660.00	
		月賦の場合： 入金 660.00 残額 286.60×24 (回) 合計 5,299.00	
総 合 計 : Cr\$ 13,868.00			

(注) : 上記の品目は主なるものだけである。毛布、ふとん類は現地調達の場合は、毛布が夫婦用で一枚 Cr\$ 50.00 ~ Cr\$ 60.00、独身用が Cr\$ 40.00、ふとん類は洋式薄手のもので夫婦用が Cr\$ 130.00 ~ 140.00 である。なお、食器類特に和食用食器類はサンパクロにもあるが、携行又は別送荷物として持って来るべきである。

土地 (600 m²)

1972年2月初旬

所在場所	面積	価格Cr\$	その他の条件、環境など	資料の出所
サンカエターノ・ド・スール市 (São Caetano do Sul) Rua Ceara, №580 注: サンパウロ市の西南	560 m ²	56,000.00	サンパウロ市の工業地帯 Vila Prudente を背後に控え、一方、市外の São Bernardo do Campo, Diadema にも近い。ここには比較的小規模の工場が多いが、FORD のような大工場もある。	Escritorio IMOBILIÁRIO WASHINGTONS HELOU

借入金 (1年据置、4年返済) 4,000,000円

————— コメント省略 —————

(第 二 部)

II. 2. 大企業の下請けとしての平物加工鉄工所

II. 2. 1. 進出の可能性

大企業の下請けとしての平物加工鉄工所がサンパウロに進出して果して企業としての採算がとれるだろうか、という問題は簡単に答えられない複雑な問題を抱えている。しかし、その背景となるブラジルの経済、工業、農業は近年目ざましい伸びを示しており、大企業の生産の拡大にともなって下請産業も次第に発達しつつあると言えよう。

ブラジルの工業がここ2～3年急速に伸びてきたその基盤は1950年代と60年代につくられたものであるが、それは主として欧米の大企業の進出を中心に進められたものであった。そしてこれらの外国企業は本国から一貫生産システムを導入したため、初期には下請加工業

は今日ほど必要とされなかった。15年前後を経過した今日、ようやくそれが芽をふき初めてきたといえる。大企業が依ぜんとしてその重要部門を自力で加工し、外註の占めるシェアが平均3%~5%の域を出ていないのをみてもそれがうなづける。

それは下請企業側の受け入れ態勢が不十分であることに大きな原因があるが、一方、大中企業は生産の拡大が設備の拡充を追い越し、後者が前者に追いつかない現状からその解決方法を下請のシェアをふやすことによって見出さんとしているのも事実である。少く共、将来はこの方向に進んでいくことはほぼ間違いなさそうだ。しかし下請平物加工が十分な発達をとげるまでには未だ多くの時間を要するものとおもわれる。こうした背景を知り、そこから明るいみとおしをたてる時、平物加工業の企業移住は大きな可能性をもつ分野であるといえることができる。しかし具体的に現時点におけるその可能性を打診してみると、大中企業側からみて、その加工部分を安心して委託できる下請企業がどれだけあるのか甚だ疑問であろう。情勢は決して不利でないが、これを受ける側の態勢が甚だ未熟であると言えよう。結局、次の二つの点が親会社となる大中企業にとって下請平物加工への発注に際して最大の壁となっている。即ち：

- A) 下請企業の加工技術レベルが低く、親会社側の技術指導が未だ必要である。
- B) 下請企業の設備が旧式又は小規模のため、これがコスト高となって表われる。
- C) 納期の違約が多く、親会社は多大の時間的ロスをこうむる。

こうした基本的な問題がブラジルの経済、社会、産業構造上、容易に解決され得ない問題であることが明らかであったからこそ、大企業は一貫生産システムを採用してきた訳だが、逐次、その加工の一部を下

請けに出して来ている親会社は、下請け（発注）の問題点を次のように指摘している。いずれも上記A）、B）、C）の三つの基本的問題から派生していることは興味深い。

- 1) 下請け平物加工の経営者自身、機械加工の専門家でない場合が多い。たとえば、農業から転向し、機械を購入、これを工員（熟練、半熟練工）に操作させている例が多い。こうしたことから親会社が渡す設計図を経営者が十分理解できない場合が生じる。この欠かんを補うため本社から技術者を下請け加工企業へ派遣しているが、今度は本社に技術者不足の問題が生じ悪循環を重ねる。
- 2) 返品が多く出る。これは技術不足のほかに機械の老朽化があげられる。
- 3) 一般に旋盤を主力とする下請平物加工専門業者が多く、フライス加工業者の数が少ない。旋盤の下請加工は次第に飽和状態になってきているといえる。フライス盤を持ち込む方が下請加工業にとって有利である。現状ではフライス加工を得意とするものが少なく下請平物加工のWeek Point となっている。
- 4) 日本から持ち込む機械、機具は今までの例からみて、旧式のものが多く、新型のブラジル製機械に比べ生産の能率の差が大きい。これら旧式機械は日本の熟練労働者の手にかかれればきわめて容易に操作されるものであっても、ブラジル人（二世も含め）は、一般に日本人一世ほど器用でないから、安心してこれら機械を委すことができない。また、日本製の旧式機械の部品はブラジルで容易に手に入らない。
- 5) したがって今後新しく進出する下請平物加工の鉄工所の場合、その設備が完全であり、生産能力が大きいのでなければならない。
- 6) 下請平物加工業界における競争は過当とまでは言えないが少く

共、親会社に撰択の権利を与える程度になってきており、一方、親会社側は(a)加工精度の劣る下請加工業者、(b)工賃を高く要求するもの、(c)少量の加工能力しか持たないもの、(d)遠距離にあって運送コストに影響を与えるものなどを随時リストから落して行くことができる。

7) 親会社から遠距離にあるものについては、運送上のコスト高、時間のロスなどマイナスの点が出てくる。

8) ポルトガル語ができないことは、ブラジル人経営の大中企業から注文をとれないということにつながり、勢い対象が日系企業に限られてくる。こうした特殊事情から1960年代に多くの日系下請企業が出現し、日系進出企業の下に入ったが、淘汰され、その結果良いものだけが現在残っている。今後進出する下請企業も好むと好まざるとに拘わらず同様の淘汰を受けるが、言葉が十分できない時期に淘汰されるのは、その結果が悲惨である。

9) 親会社からみた場合、下請平物加工の発注先を日系の業者のみ限定すると、その範囲が狭められるという不利が伴うので、できるだけ広くブラジル人の企業を含めて発注する。日本から進出する下請平物加工業者は進出当初の不利な条件プラス自由競争という立場に立たされる。

10) 一般に運転資金が少ないため、一旦経営困難に陥った場合の回復が難しい。現在ブラジルで新しく下請加工を始めるには、同じ程度(資力、機会)の小さな町工場が多過ぎ、加工賃の点で親会社に有利になってきているが、この壁を破るには規模を大きくし、生産力の増強をはかる以外にないと思われるが、この場合大きな資金が必要である。

11) 企業が採算がとれるまで2～3年ほどかかると思われるが、こ

の期間経営を持続するだけの貯えとしての資金を携行することも重要である。

- 1 2) 日本から企業移住した人の場合、企業が採算がとれ、軌道に乗るまで、(c)加工料の安さ、(b)出費(コスト)の高さの問題に悩まされる。
- 1 3) 万一、失敗した場合、地盤のない外地であるので回復に手間取る。
- 1 4) 下請業者(経営者)がポルトガル語を十分修得していない者は逆に日本語のできないブラジル人、または日本語を完全に理解できない日系二世を十分使いこなすことができず、その欠かんが製品の上に反映してくることがある。
- 1 5) 言葉のハンディキャップ、ブラジルの労働法と日本のそれとの相違(ブラジルでは雇主者負担の社会保険支払額が多く、給料の48%強になる。)習慣の相違がブラジルになれない経営者にマイナスの要因となる。
- 1 6) 親会社からみた場合、材料の出入りの毎度に伝票を切り、その一つ一つについて課税されるため、下請けを嫌うものもある。
- 1 7) 下請平物加工の工場数は、サンパウロでは今後其次第に増加するものとみられる。

以上のような問題が厳存するため、下請平物加工は現在、その明るい見とおしにもかかわらず、十分発達していないのが現状であるが、こうした問題(上記)は将来、産業界における下請平物加工の必要性が伸びるにともなって徐々に改善されていくものとおもわれる。

II.2.2. 鉄工所の既存メーカーについて

II.2.2.1. 親会社となり得るもの

親会社となり得るものについて1) 日系の大中企業(鉄工関係)、

ロ) 非日系 (ブラジル人又は欧米人) 企業の二つに分けた。まずイ) 日系企業 9 社について、平物加工の鉄工所の下請けについてそれらの親会社となり得るものを想定して、その個々について当ってみた。(その結果は次頁下段に記した)。

上記 9 社は下請けとしての平物加工発注の可能を持つものと考えられるものである。彼らの下請企業に対する一般的な考え方は前章で一応紹介したが、これら 9 社の中で具体的に発注の可能性を持つものは、次頁に紹介する 4 社であり、他の 5 社は、先づ見込みりすである。これら親会社となり得る 4 社以外にも、さらにブラジル石川島造船所株式会社があるが、本調査ではとり上げなかった。次に親会社となりうる 4 社のその具体的考え方は次のようなものである。

(1) ブラジル豊和工業株式会社

本社 (サンパウロ市) : 生産能力の拡大は、生産部門を分散させることによって達成する方がより経済的であり、手取り早い。

(注 : 景気の変動の波による生産力の縮少の必要が生じたときのことを考えると、その方が確かに得である。) 従って外注を今後共増やしていきたい。現在、塗装部門の拡張を行っているが、これは元々当社の製品の弱点 (塗装が落ちたり、はげやすい) といわれていたもので、当然の措置であるが、これとても引きうける企業があれば塗装部門 (同社工場内に新築中) を委せてもよい。また平物加工は現在優秀な下請企業がなく技術的に手をやいており、当社から専門家を派遣して指導している。外注は一切資材課でコントロールしている。本社 (サンパウロ) の考え方は以上のようなものであるが、工場長 (モジダスクルーゼス市 / サンパウロの東約 150 キロ) が下請のシェアーを増やすことに反対している。

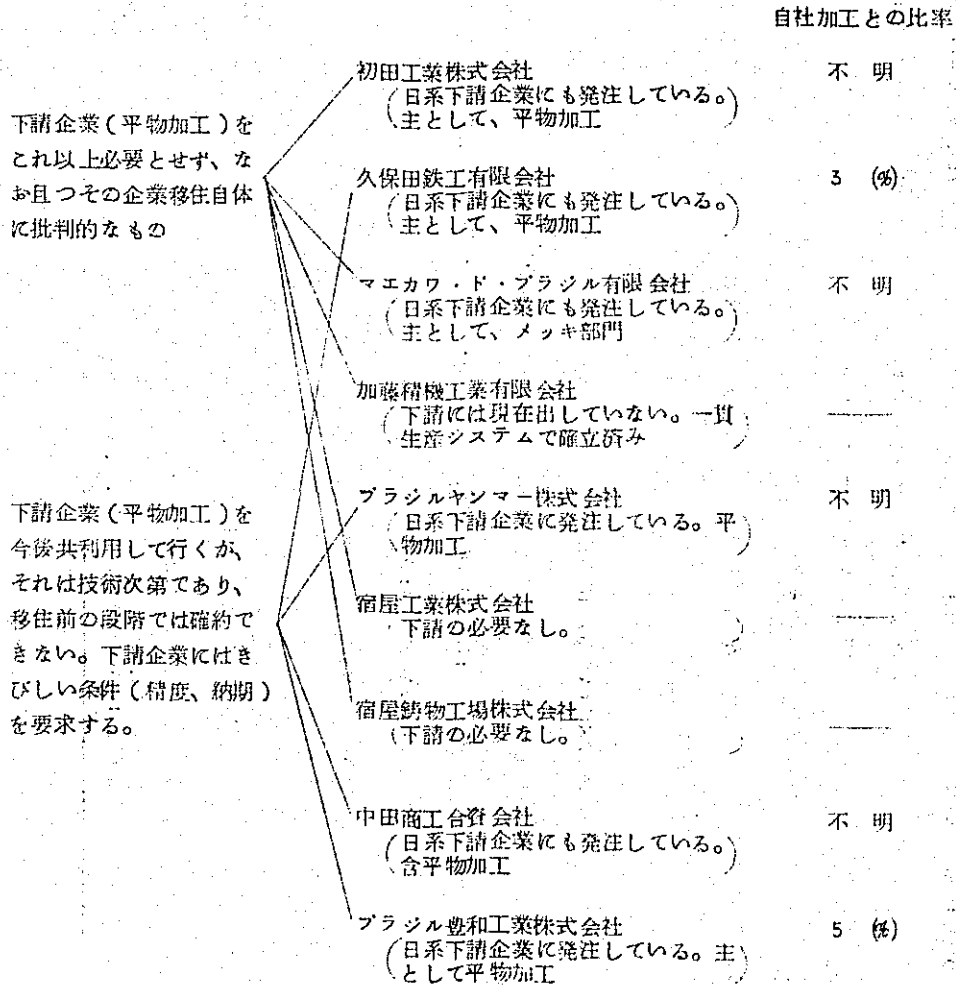
工場（モジダスクルーゼス市）

現在最も必要な部門は、塗装業専門家である。下請の平物加工は必要であるが、当工場はサンパウロから車で1時間半を要するかなりの遠距離にあり、そのため下請企業を工場の周辺へ集中させている。将来下請平物加工のシェアを増して行くが、現段階ではやはり、技術的レベルが高く、かなり規模の大型の企業を望む。

親会社となり得る条件をそなえた企業として調査の対象としてとりあげたもの（9社）

（会社名：日本語訳）	（正式会社名）	（営業種目）
ブラジル初田工業株式会社	HATSUTA DO BRASIL S.A.	大型動力噴霧機一式、小型エンジン
ブラジル豊和工業株式会社	HOWA DO BRASIL S.A. INDÚSTRIA MECÂNICA.	綿紡績機械、鋳物
ブラジル久保田鉄工有限会社	KUBOTA TEKKO DO BRASIL IND. e COMERCIO LTDA.	ジーゼルエンジン、中型汎小耕運機
マエカワ・ド・ブラジル有限会社	MAEKAWA DO BRASIL LTDA.	冷凍機械の設計施工
中商工資会社	INDÚSTRIA e COMERCIO NAKATA LTDA.	ダイレクションバン等の自動車部品
加藤精機工業有限会社	INDÚSTRIA MECANTICA KATO & Cia.	シャーン-金がた、ゴムベルト、チェーンタイヤの機械
ブラジル・ヤンマー株式会社	YANMAR DO BRASIL S.A.	ジーゼルエンジン、イセキ農業用トラクター
宿屋工業株式会社	S.A. YADOYA INDÚSTRIA FURADEIRAS.	ボール盤
宿屋鋳物工場株式会社	FUNDIÇÃO YADOYA S.A.	鋳物、ボール盤

以上9社のうち、下請企業に期待をかけ（勿論技術、規模その他の条件がともなう）ているのは、ブラジル豊和工業株式会社（Howa do Brasil S.A）1社のみである。他の8社の下請企業進出に対する考え方は、大別するとおおよ次のようになる。



(ブラジル豊和工業㈱の概要)

1. 創 立 1957年
2. 資 本 金 Cr\$7,500,000.00
3. 専務取締役 藤 平 正 義 (資料の提供者)
4. 工 場 長 川 口 八州光 (")
5. 本社所在地 Rua Senador Feijo, 69-40, São Paulo.
6. 工場所在地 AV. Howa S/N - Bº Rio Acima
C.P. 313-Moji das Cruzes Cruzes,
Est. de S. Paulo
7. 工場総面積 22,000 m²
8. 鋳物工場面積 2,400 m²
9. " 工員 160名
10. 木型工場の面積 120 m²
11. " 工員 4名
12. 工作組立工場 5,500 m²
13. 組立出荷工場 75 m × 60 m
14. 生産量 (紡織機部品のみ) Cr\$40,000,000.00 (月) / 1971
15. 生産量 (紡織機部品のみ) Cr\$60,000,000.00 (月) / 1972
—目標—
16. 鋳物の月産量 300 (トン) / 月 (* 1972年7月
(1971年) まで400トン(月)引上げる。)
17. 生産力の → 30% ~ 40%
伸び率 (目標) 1972 ~ 1973
18. 売上目標額 Cr\$130,000,000.00 (1974年)
(生産科目)
19. 鋳物の種類 青銅イモノ、普通鋳鉄、強靱鋳鉄、

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 20. 紡 績 機 械 | 精紡機、梳綿機、相紡機 |
| 21. 下 請 企 業 の 数 | 15～16社(日系60%、ブラジル人40%) |
| 22. 下請の総発注高
(月) | Cr\$ 20,000.00～Cr\$ 30,000.00 |
| 23. 自社加工と下請
加工との比率 | 自社 70(%) 外注 30(%) |
| 24. 傘下の下請企業
の 規 模 | 工 員：10～15名(最大)
" : 1～4名(平均) |

コメント：当社は平物加工の下請に負う比率が将来暫増するものとおもわれ有力な親会社となり得る。当社の下請企業に対する問題をよくわきまえ、そして解消した上で進出するならきわめて有望である。

(2) ブラジル久保田鉄工有限会社

現在平物加工部門で、外注に出しているが、その比率は全体の5(%)前後であり、このワケは将来共不変とする方針である。当社の下請発注量の90(%)までが1社に集中しているが、この下請企業(富士精密機械工業会社)は規模が大きく、納期の点でも約束を守り、技術的にもしっかりしているので、当社が育成してきたものである。しかし、その他の下請企業は(1)技術的レベルが低い。(2)所有する機械が老朽化している。(3)納期が守られない。などの点で次第に発注を減らして行く。(以上日系下請企業について同社責任者のコメント)。ブラジルの下請の平物加工業者の技術レベルは、かなり高く、特に鍛造製品ピストン関係部品の加工技術は日本のそれを上回ると言うことができる。

したがって旋盤加工のみで企業移住することは、当国に既にそれがあるという意味から有利ではない。むしろ未だブラジルで十

分発達していないフライス加工の企業が進出するならば、旋盤と比べ格段に有利である。

(ブラジル久保田鉄工の概要)

1. 創業 (企業進出) 1958年
2. 資本金 Cr\$ 12,912,859.00
3. 工場完成 1960年
4. 従業員数(総数) 300名
5. 生産品目 ジーゼルエンジン、汎用中型耕運機
6. 生産量(1971) ジーゼルエンジン 600台(月)-1971
7. 1972年の生産目標 " 700台(月)-1972
8. 汎用中型耕運機の生産台数(月) 200台-1971年
9. 背負式小型動力噴霧機 200台/(月)
10. 鋳物の生産量 150トン/(月)
11. 鋳物の受注量 50トン/(150トンの内に含まれる)
12. 鋳物の受注元 クライスラー、トヨタ
13. 下請企業の数 15社(日系が主)
14. 下請加工の発注量(月) Cr\$ 150,000.00
15. 下請加工の自社加工に対する比率 5%
16. 主な下請企業 富士精密機械工業株式会社
17. 主な下請企業が当発注量で占めるシェア 90%
18. 本社・工場所在地 AV. Fagundes Oliveira 900, Diadema, São Paulo.

19. 工場長 鶴沢光雄(資料の提供者)

コメント：当社は現在、下請の平物加工業者で優秀な企業を持っているため、新なる下請業者を必要としていない。しかし、進出する企業がそれと同じ程度か、又はそれ以上の技術と設備(規模はともかく)を持ち、当社の至近距離に位置するという諸条件を満たせば、親会社となり得る可能性をもつと言える。

(3) ブラジル・ヤンマー株式会社

当社の製品管理はブラジル工業界随一と言われる程厳しい風評がある。日本からブラジルへ新しく企業移住しようとする者は、ブラジルの工業界の中核部を占める一流企業の技術、品質管理が日本のそれと同じか又は、それ以上であるという現実をよく認識していない場合がある。

しかし、これは大きな誤りであり、下請平物加工の場合も、これ親会社となり得る大中企業が下請に要求する厳格な品質管理に十分応え得るものでなければならず、もしそうでなければ、企業を移住させること自体意味なしとしなければならない。当社の鋳物部門は1964年、操業を開始したが、翌1965年にはブラジル全体を不景気の波が襲い従業員の40(%)を解雇するという窮地に追い込まれた。

不景気時には下請企業も勿論大きな影響を受けることは言うまでもない。(当社は6~7年間赤字経営を続けたあと黒字に転じている。)こうした技術上のレベル、景気の問題のほか納期の履行の問題など重要な要素がある。特に技術上の問題と関連して、当国には欧米から進出している大企業があり、経営者として国際的な自覚を持つことも必要である。同じ日本人として条件さえそ

るえば、発注することも考えられる。当地（ブラジル・ヤンマー
 協は、サンパウロから約120キロのインディアトゥバ市に所在）
 はサンパウロから遠隔の距離にあるので、工員特にブラジル人工
 員は比かく的移動したがない。しかし日系人は出入がひんばん
 である。当地（Itiu）の地価は非常に安い。

（ブラジル・ヤンマー協の概要）

1. 創業（進 出） 1957年2月18日
2. "（ジーゼル） 1960年6月15日
3. 資 本 金 Cr\$ 12,912,000.00
4. 本社（日本）派
遣技術者の数 16名
5. 工場従業員数 総数450名
（1972年1月現在）
6. 同 鋳 物 工 場
従 業 員 数 100名
7. 同 鋳 物 工 場
操 業 開 始 1964年
8. 日系一世の従業員数（総数） 30名
9. 日系二世の技術
者（大学卒） 5名
10. 日系二世の技術
者（高工卒） 2名
11. 生産量 ジーゼル 19,000台（1971年）
エンジン（10馬力）（*注：ブラジル総生産台数の70%）
12. 工 場 敷 地 220,000m²
13. 取締役（工場長） 若 林 雅之介（資料の提供者）
14. 本社工場所在地 AV, Presidente Vargas, No. 1400
Indaiatuba-Est. de São Paulo.

(4) 中田商工合資会社

平物加工でも齒切加工の場合、自動車部品は、北米系の数社が市場を抑えており、太刀打ちできない。しかし、これ以外の部品の加工なら、技術、納期に自信があれば有望。(需要は多い。) 当国には欧米の世界的メーカーが進出しており、技術的レベルはかなり高い。日本の小規模企業のブラジルへの進出については、持ち込む資本を直ちに投下せず、(温存しておく)本人は一時使用人になるなどの方法で、当国の商慣習、労働法、同条件などを実施に学び、その後自ら経営に乗りだすのが、最も確実なやり方である。進出してくる企業が日本に本社を持つ場合とか、或は大資本をバックにしているような例は別として、単独の企業移住の場合は、赤字が一年間続けば資金的に続かない場合が多いことを十分認識すべきである。また鋳物について、ブラジルは旧式の製法が多く、製品概しては粗悪と言える。しかし、鋳鉄の需要は大きく、従ってメーカーの利益も大きいが設備に大資本を必要とする。(運転資金その他として一千万円、機械関係一千万円、合計二千万円程度の資金では、ブラジルで新しく鋳物工業をおこすことは無理である。)通常の鋳物工業は日系では、ブラジル石川島・造船所、ブラジル・ヤンマー・ジーゼル、ブラジル豊和工業、ブラジル久保田鉄工、ブラジル初田工業が自家設備を持っている。これらの日系企業は、鋳物の自需を上廻る生産力をそなえているため、それを利用して受注を求めているのが現状である。

(中田商工合資会社の概要)

1. 創 立 1952年
2. 資 本 金 Cr\$ 8,000,000.00
3. 従 業 員

4. 営 業 種 目 自動車、車輻、トラクター部分品、製造販売
5. 営 業 上 の 特 色 近代的機械設備と厳重な品質管理による品質
6. 製 品 の 主 な 納 入 先 ブラジル・フォルクス・ワーゲン
7. 本社工場所在地 AV. Plastispuma, 200-Piraporinha-Diadema Est. de São Paulo.

コメント：中田商工合資会社の当主、中田優氏は永年ブラジルで経験を積んだ人でもあり、また同社自身VWの下請企業であるところから、下請の長所、短所を十二分にわきまえた人である。したがって同氏の下請企業に対する考え方は、きわめて柔軟であると同時に、氏の品質管理に対する態度はきわめて厳格である。（資料の提供者：中田優）

(5) 加藤精機工業株式会社

1. 創 立 1936年
2. 資 本 金 Cr\$ 4,500,000.00
3. 社 長 加 藤 安 友（資料の提供者）
4. 従 業 員 70名
5. 営 業 種 目 自動車、工業用金型製作、電機モーター製造用機具、電気冷蔵庫生産設備の製作、自動洗濯機械製造並び設備
6. 納 入 先 ジェネラル・モーターズ社、フォード・ウィリス社、ナショナル車輻社、ピラチニンガ機械社、グッド・エアー社
7. 本社工場所在地 Rua Ibitinga, 263 São Paulo.

コメント：外注には一切出さず、全工程一貫生産システムを確立しているため、少くとも、現段階では親会社となり得る企業ではない。

(6) マエカワ・ド・ブラジル(ブラジル前川製作所)

1. 創 立 1968年7月30日
2. 資 本 金 Cr\$1,903,500.00
3. 代表取締役 TAKASHI HASHIZUME
4. 従業員数 50名
5. 営業種目 冷凍機及び冷却装置、設計、施工の製作販売
6. 本社工場所在地 AV.Dona Ruyce Ferray Aluim,631
Diadema-São Paulo.

コメント：平物加工の分野では現在、下請加工へ出している(自社加工に対する比率：15～20%)が、これ以上そのワ
クを拡げることとはなさそう。発注先はブラジル人経営の
企業と推定される。現段階では(少く共進出前の段階)
その可能性をさぐることはむづかしい。

(資料の提供者：TAKASHI HASHIZUME)

MASAKI NAKAJIMA)

(7) ブラジル初田工業株式会社

1. 創 立 1962年12月
2. 資 本 金 Cr\$2,000,000.00
3. 社 長 今 井 繁 義(資料の提供者)
4. 従業員 200名
5. 営業種目 動力噴霧機の製造販売
6. 技術提携先 初田工業株式会社(本社：大阪市)
7. 本 社 工 場 Rua Endres,840-910-Guarulhos
São Paulo.

コメント：1972年3月から新工場(30,000 m^2)に移転し、
完全を一貫生産システムへ序々に移行していく。現在、
少数の下請業者に発注しているが、その技術、納期の違

約に満足しておらず、このため現段階では親会社としての可能性はないようにおもわれる。

(8) 株式会社 宿 屋 工 業

1. 創 立 1936年6月
2. 資 本 金 Cr\$ 165,000.00
3. 社 長 宿 屋 三 郎 (資 料 提 供 者)
4. 営 業 種 目 ボール盤の製造販売
5. 本 社 工 場 Rua Bartolomeu do Canto, 40 São Paulo.

コメント：下請加工へ発注する方針をとっていないため、親会社となる見込みなし。ただし、社長の宿屋三郎氏は在伯40年の歴史をもち、進出してくる企業に対してはその豊富な経験と知識を共に貴重なアドバイスを与え得る人であろう。

(9) 株式会社 宿 屋 鋳 物 工 場

1. 創 立 1952年5月
2. 資 本 金 Cr\$ 82,000.00
3. 社 長 宿 屋 清 七 (資 本 提 供 者)
4. 営 業 種 目 鋳物、ボール盤の製造販売
5. 本 社 工 場 Rua Bartolomeu do Canto, 58 São Paulo.

コメント：社長の宿屋清七氏は、宿屋三郎氏の次弟（宿屋三兄弟の末弟）であり、(8)の株式会社宿屋工業と密接な関係にある。(8)と同様、新たに進出してくる企業の大先輩格として、必要な助言を与えることはあっても、親会社となり得る可能性はほとんどないにおもわれる。

II.2.2.2. 同業者について

平物加工鉄工所および、その他の職種の下請企業の中から次の5社をえらんだ。

- | | |
|------------------|--|
| 1) 富士精密機械工業株式会社 | ブラジル久保田鉄工 |
| 2) 佐藤電気メッキ工場合資会社 | ブラジル・フィリップス
General Electric.
テレフォンケン社など |
| 3) 佐藤機械 | ブラジル豊和工業その他 |
| 4) シンクロナイズ・電器商会 | ブラジル豊和工業
ブラジル久保田鉄工
ブラジル三菱重工
ブラジル初田工業 |
| 5) 塩田国治工業所 | 神田電気工業（一社のみ） |

これら5社は何れも経営的には比較的楽なものばかりであったが、その営業内容はきわめて良いものから、辛うじて赤字経営から脱けだしたもののまでいろいろある。これらをA) 成功し、楽な経営を行っているもの。B) 苦しい時期を脱し、黒字経営に転じたもの、の二つに分類してみると：

A) 成功し、楽な経営を行っている	1) 富士精密機械 2) 佐藤電気メッキ 3) シンクロナイズ電器
B) 苦しい時期を脱して、黒字経営に転じたもの	4) 佐藤機械 5) 塩田工業所

A) の三社について

1) 富士精密機械：(所在地 AV.Conselheiro Carrão,
2897,São Paulo)

経営者：沖樹春登（広島県出身、在伯十数年）、戦後移住者の一人。農業移住者の一人。農業移住者として渡伯したが、独学で現在の経営規模（機械数100台以上）をつくりあげた。設立当初は日系企業（ブラジル久保田鉄工）に育てられたが、経営が軌道に乗った今日ではブラジルの工業界からも相当の注文を受けている。仕事の量はさばき切れないうちあり、常に注文に追われている。納期を守る点、技術的に欠かぬ点で一般に評判がよく、注文は先方から持ってくるので経営者の沖氏は注文を取りに歩く必要を感じない。今日の成功の最も大きな原因は納期第一主義を厳守した点にあり、一般に納期にルーズな他の下請業者をみるみる引はなして多くの親会社を獲得した。

現在では注文が多すぎ、逆に仕事を下請業者に委託加工させている。現在の工場では手狭になったため、近くに新工場を建設中（1972年1月現在）で1972年の4月からは、新工場の操業を開始する。またこれとは別に将来のため4,000m²の土地を確保している（市内中心部の南西側）。地価はその辺りでCr\$100.00/m²であるが、沖氏は現金でCr\$70.00/m²で購入している。このあたりは市の中心部に近く、地価も高いが、沖氏は現在の各親会社との距離を勘案し、余り都心部から遠くに土地を求めるべきではないと考え、ここに土地を買った。

コメント：下請の平物加工企業として成功している典型的な例である。その成功の原因として納期の厳守を経営者

自身が挙げているのは誠に興味深い。また、経営者
自身渡泊直後から企業をおこしたのではなく、一旦
農業移住者としてブラジルの習慣と言葉になれたの
ち、経営者となった点を注目すべきであろう。

2) 佐藤電気メッキ：(所在地 AV.de Pineds, 730, São

Paulo)

(平物加工ではないが、何らかの参考のために記した)

経 営 者：佐藤角寿(福島県出身：在伯三十八年)

創 立：1951年

従 業 員：100名

資 本 金：Cr\$ 1,500,000.00

ス ト ッ ク：Cr\$ 10,000,000.00

佐藤社長は現在66才、渡泊前(戦前)東京でメッキ工場に
働いていた経験がある。渡泊後は農業に従事、資本を貯えたの
ち、1951年メッキ工場を設立した。家族構成もよく、長男、
次男(いずれも二世)は親の指導を受け、長男は最近資本金
Cr\$5,000,000.00で独立させている。現在営業は主とし
て次男が行っている。(宿屋工業株式会社、宿屋鋳物工業の場
合と同一ケース)。佐藤氏自身は未だポルトガル語を十分修得
しておらず、化学関係の用語は辞書を常時使っているという。
業種が公害をとまなうため、特に意を用いその設備に十分留意
し投資しているので、市より苦情がでていない。工場敷地は現
在2,000㎡であるが、近い将来は6,000㎡に拡張すること
を計画している。用水タンクの大きさは、120,000ℓ、1
日の消費量は60,000ℓ。薬品の大量ストックを抱えなけれ
ばならないという悩みはあるが、注文は殺到しており、小量の

注文は断っている。従業員には“不衛生手当”25%:(政府の指令による)を支払わねばならないことになっているが、一般の経営者はこれを支払っていないものが多い。佐藤氏は給料+25%を正確に支払うので工員の移動は少ない。電気メッキそのものは現在日系企業と関係がないので、少く共日系コロニアの間での知名度は低い。

コメント: 将来きわめて有望な企業である。この点については、マエカワ・ド・ブラジルでも認めている。設備としてはブラジルに多い開槽でなく、閉槽設備を持ち込むべきである。当国のこの分野における需要はきわめて大きく、新しく始める事業としては、大いに可能性はあるが大資本が必要。

3) シンクロナイズ電器:(所在地:Estrada Vila Ena,
3620, São Paulo)

経 営 者: 岡本文郎(東京都出身、在伯十年)

規 模: 富士精密機械を小型にしたもの。

従 業 員: 18名

岡本氏は1962年メッキの技術員として渡伯。G・E・(ジェネラル・エレクトリック)社に就職した。その後一旦、タクシー業に転向し、小資本をつくった。1970年、電蓄の部品加工を始めたが、おもわしくなく、沖樹氏(富士精密機械の経営者)と知り合い、同氏の助力で現在の下請業を始めた。受注量も多く、仕事に追われ、昼夜二交替制で量産加工している。工場の二階に一家が住み、一階を工場に使っている。家賃はCr\$1,500.00。現在のスペースでは手狭になってきたので近く移転する。沖樹氏と同様、同業者の日本からの進出を飲

迎している。工員の技術レベルは日系の方がブラジル人より優秀であるという結果が出ているが、日系人の方が腰が落着かず、すぐ辞めて行く。給料は時間給制、月額にして最高はCr\$ 700.000～Cr\$800.000位。仕事の内容は簡単なので、人員の補給は比較的やさしい。

コメント：富士精密機械と密接につながり、同社から受注することで、今日の基礎を築いていることは注意すべきである。両社（富士、シンクロナイズ）共日本からの同業者の進出を歓迎しているという事実は、これから二社が、日本から進出する企業の親会社の役割を果たすことができるという意味を含んでいる。

4) 佐藤機械：（所在地：Rua Barbara Heliodora, 264, São Paulo）

経営者：佐藤 正 人

規 模：従業員6名の小型加工工場

経営者の佐藤氏は技術移住者として、ブラジル豊和工業に一旦就職した。後独立した。現在の規模は決して大きいと言えないが、かなりの利益をあげている。

コメント：資本の蓄積によって設備を拡張して行くなら事業は次第に発展するものとおもわれる。

5) 塩田（シオタ）加工所：（所在地：Rua São João Batista, 166, São Paulo）

経営者：塩田 国治（在伯十一年目）

工 員 数：4名

受注金額（月）：Cr\$3,000.000

家 質：Cr\$ 260.000

加工量：8万～10万個（月）

工員の給与水準：Cr\$ 500.000～Cr\$ 600.000（平均）

機械：ターレット旋盤3（台）、レース2（台）

（発注元のカンダ電子工業から貸与されている。）

作業場の大きさ：7 m × 4 m

加工内容：ヴォリューム、ダイヤルの部品加工

コメント：1969年7月にスタートしてから、三年目でようやく経営が軌道に乗り始めた。発注元は現在、カンダ電子工業一社のみであるが、これは経営者が元就職していた会社であり、独立後も親会社として面倒を見ている。事業に人間関係の重要なことが、ここにもうかがえる。（他の四社も同様。）しかし設備が親会社からの借物である点が弱点となっており、それがため、他社からの注文がとれず、発注がおくれている。少く共機械設備は自己のものとしてから発注するのが理想的である。

以上親会社となり得る規模の日系9社、同業者5企業について概観してきたが、結論として(i)平物加工の下請企業は業種としてブラジルにおいては、今後共有望であるが、この可能性については、(i)親会社となりうるものの数は潜在的にかなりの数にのぼる。(ii)これらが親会社として（進出のあかつきに）発注するか否かは、一に

- (A) 技術レベルが高いこと。
- (B) 設備が整っていること。
- (C) 納期を守る企業であること。

以上の三点にかかっていると言えよう。また同業者については、以上三点（A、B、C）の条件をよく満しているものは、既に成功しており、しかも新しい同業者の移住を期待している。これは進出を希望するものにとって大きな力である。この意味からブラジルにおける下請加工産業は、これら今後新しく進出する企業に期待する所が大きいということもできよう。

II. 2. 3. 木工用角穿機の現況と将来性

II. 2. 3. 1. 角穿機の現況

角穿機は1972年2月現在未だブラジルに存在していない。また角穿機の輸入も行なわれていない。当国の木工業界の現状では大多数の木工業者が高価な（推定）の使用に耐えるだけの経済力を持たないためであろうか。

国産機械メーカー及び同輸入業者の中から木工用機械をピックアップしてみたが角穿機は未だなく、円穿機だけしか発見できなかった。これら円穿機のうち国産メーカー四社、また輸入の円穿機は二種あることがわかった（何づれも本項末尾に掲げた（A表））。次にサンパウロ市内の木工業者八業者（B表）について木工機の使用についてアンケートをとった結果、(イ)その何づれもが国産の円穿機を使用していた。(ロ)また角穿機そのものについてもよく知らない者が大多数を占めた。こうした事情から角穿機の国産化、導入についてはさらに慎重な調査が必要であるとおもわれるが、その製作（国産化）が企業的に成立つものとは考えられない。

なお、円穿機のメーカー（A表：1～6）は将来角穿機メーカーに転向し得る可能性を持つという意味でリストにまとめた。

II. 2. 3. 2. 角穿機の将来性

木工用角穿機の将来性については、それが未だブラジルにないの

で推測の域を出ないが、(1)販売価格を引下げ木工業者がそれを入手し易くし、大量生産・月賦方式をとる。(2)宣伝に力を注ぐ。(3)長期月賦販売方式を採用する。以上の三つが角穿機が当国で商業ベースに乗って普及するための必須条件である。しかし(1)の販売価格(日本国内での販売価格=40万円)の引下げの問題は製造コストと在庫にかかる金利が一般に高いブラジルでは見込み薄であり、さらに加えて小額の資金では膨大な在庫量と在庫の期間を必要とする大量生産・月賦販売システムは独自の資本でこれを行なう場合は不可能とおもわれる。また(2)の宣伝の問題も同様であるなどの観点からこの問題を簡単に結論づけるべきではなからう。

木工機械の販売は次の理由からその対象地域を木材(原木)の大量生産地(州)に集中すべきであり、経済力の比較的小さなサンパウロ市内の木工業者だけを対象とすべきではない。その理由というのは政治的理由から、原木を今までサンパウロ州へ大量供給して来たマットグロッソ州が1972年1月1日からのその供給を州法令により禁止してしまったことである。同州がこのような措置をとったのは同州の森林資源を保護するためといわれているが、一説によればマットグロッソ州の木工業者の保護育成を狙った措置であるともいわれる。

マットグロッソ州に次いで同じく豊富な森林資源を持つゴヤス州も同様の措置をとった。このためサンパウロ州の木工業界は1972年1月から原木の入手が困難となり辛じてパラナ州から供給を仰いでいる。こうしたことから木工業は次第にサンパウロ州中心から他州へ移っていくものとおもわれ、それにともない木工用機械の販路も移って行くことはほぼ確実である。何づれにせよ木工業界の情勢は堪だ不安定であり、正確な推定は難しい。

(第 三 部)

Ⅱ. 3. 金属吹付塗装業

Ⅱ. 3. 1. 進出の可能性

Ⅱ. 3. 1. 1. ブラジルにおける塗装業の一般的形態

Ⅱ. 3. 1. 1. 1. 小企業の塗装部門 (対象サンパウロ市内)

a. 一般的な形態は次のようなものである。

- (1) 冷蔵庫、洗濯機、電気掃除機、冷暖房装置など家庭用器具の修繕及び塗装。(この場合、修理部門と塗装部門が同居している。)
- (2) 家庭用電気製品のメーカーからその修理専門店としての指定を受け、そのマークのみの修理を担当し、且つ同メーカーの部品の代理販売を行なう。(この場合、家庭用電気製品の修理は多くの場合、分解作業と塗装作業をとまなう。)
- (3) 自動車修理業の一部としての塗装部門。(この場合、車体部分の再加工部門と塗装部門が同居。)
- (4) 作業場は月決めで賃借りしている者がほとんど。

b. 一般的な規模

(1) 人員構成

人 員 数 / 最 低 = 1 名 (塗装部門のみ)

最 高 = 1 0 名

平 均 = 4 ~ 6 名

人員構成 / (イ) 出資者自身 (1 名) プラス使用人 (1 名)

(塗装部門) の (ロ) 同 上 (2 名) プラス同 上 (1 名)

(ハ) 同 上 (1 ~ 2 名)

プラス使用人 (8 ~ 1 0 名)

(2) 機 械 設 備

ピストル式吹付塗装具(コンプレッサー式) / 1~10式

電気式乾燥炉..... 一式~二式

(3) 作業場の広さ(塗装部門のみ)

平 均 / 3 m × 8 m

5 m × 8 m

10 m × 20 m

(4) 塗 装 引 受 料

1. 電気冷蔵庫の塗装料 - Cr\$ 130.00 (中型)

(内装・外装) ~ Cr\$ 150.00 (大型)

ロ. 同 上 - Cr\$ 250.00 (中型)

~ Cr\$ 310.00 (大型)

(注) : イ.は普通の修理店における塗装料、ロ.は有名メーカー

の修理代理店における塗装料。たとえばロ.の場合、

(家庭用電気製品の有名メーカー)(専属修理店の冷蔵庫塗装料)

BRASTEMP Cr\$ 250.00 — 中型 —

" Cr\$ 280.00 — 大型 —

FRIGIDAIRE Cr\$ 250.00 — 中型 —

Cr\$ 310.00 — 大型 —

ハ. 電気洗濯機の塗装料..... Cr\$ 150.00 — 中型 —

Cr\$ 180.00 — 大型 —

ニ. 自動車々体の塗装料..... Cr\$ 700.00 — 中型 —

小企業の塗装業は独立して塗装業のみを行なっているものはほと

んどなく、その全部が修理業などと結び付いた形で行なわれてい

ることは注目に価する。

II.3.1.1.2 大中企業の塗装部門

大中企業のほとんどが塗装部門を持ち、塗装を外注に出すことはほとんどない。自動車工業、家庭用電気製品メーカー、通信機械、家具（金属）、紡績機械など塗装部門をもたないものはないといってよい位である。それは塗装がデリケートな性格のものであり、製品の商品価値の一部であると考えられていることによるものとおもわれる。

Hatsuta do Brasil（初田工業株式会社）、Howa do Brasil（ブラジル豊和工業株式会社）、Yanmar do Brasil（ブラジル・ヤンマー株式会社）などはいずれも工場内に完全な塗装部門を設けている。一般にブラジルの工業界全般について言えることであるが、下請け企業が一部の部門を除いて未だ十分発達しておらず、そのため大中規模のメーカーは、すべて塗装部門に限らず、全製造工程を整備しているものが多い。

こうした事情から大中企業の下請けとしての塗装業は成立つ可能性がきわめて少ない。（尤も Howa do Brasil S.A. 上記

は現在拡張中の塗装部門を含めた製造部門の相当部分を序々に下請けに依存していく方針であり、優秀な（納期を守ること、技術が確かであることなどの意味）塗装の下請業者があれば依頼することも可能であるという。この場合、既に企業が移住済みであり、その実績が立証され得ることが最低条件である。（大中企業（製造）の塗装部門は生産される新製品の塗装であり、前記（I.1.1.）で述べた特定の大メーカーの家庭用電気製品の修理、塗装請負専門業とは全く別の分野であることは勿論である。）

II.3.1.2 収益性

小企業の塗装部門の収益性について、明確なデータがないので確

言はできないが、今回の調査でその対象としたサンパウロ市内中心部の13の塗装兼修理業を訪問した結果、その何れもが注文に追われ、忙しく仕事をしていた。

これらの塗装業界では1.1.1でも述べたが、主人が労働コストを安くするため、自ら塗装を行なっている場合もある。したがって、きわめて家庭内職的性格を帯びたものから、かなり大きく経営しているものまでいろいろあるが、比較的少人数でやっているものの方が大きく経営しているものより収益性は高いようである。

雇傭する人数が多い場合、労働コストが自然高くなり必然的に売上高中に占める比率が高くなるからである。(一般に経営者は従業員に支払う給与とは別にその給与の約49(%)相当額を労働福祉法により積立てなければならない。

II. 3. 1. 3. サンパウロ以外に有利な進出地域があるか

修理サービス業の一部としての塗装を考える場合、消費人口が大きく、工業の発達した都市がこの職種にとり有利であることは言うまでもない。また、大中企業の下請けとしての塗装を考える場合は、必ずしもそうでなく、むしろ親会社の指定する地域(場合によっては)その工場内または、その隣接地域ということになる。

従って、小企業のみを対象として考えると、やはり人口が多く、有力な工業地帯を控えたサンパウロ市が最有力候補地といえることができる。その理由はサンパウロ市の人口の伸びが急速であり、一方、塗装兼修理業の数がそれとともに増えていないこと、近年冷蔵庫、TV、電気掃除機などの売行きが都市部で急速に増加していることなどによるものである。また、ポルトガル語がいまだよく解らない移住初期の人にとって日系人が多いサンパウロ市内は何と云っても有利である。この点、リオデジャネイロ、ポルトアレグレ、ペロ

オリゾンテなどは日系人が少なく同一の条件でない。但し、サンパウロ州、パラナー州の大部分の地方都市には日系人が在住しており、進出日系企業にとり言葉の点で一つの安全地帯を成している。

又、ポルト・アレグレ——人口百万(1970)——(Rio Grande do Sul州)では塗装業兼修理業が少く、業者は注文に追われているといわれる。

II. 3. 1. 4. 塗装業が合理的な事業か

冷蔵庫、その他の家庭用電気製品または自動車の修理業とタイアップした塗装業は過去、現在を通じ、かなりの注文を常時かかえることができる事業であった。

今後この傾向は続くものと予想される。

塗装業が特別有利であるとは言えないにしても、斜陽転種でないことだけは確かであろう。全体の傾向としては、(1)大企業が塗装部門を外注に出さず、自社内部の塗装部門を近代化または拡張する。(2)小企業としての既存の塗装業は将来の修理業とのタイアップの形態を持続する。の二点をあげることができる。

新しく塗装業のみを独立運営するとすれば当市場(サンパウロ市及びその衛生都市)において全く新しい形態となる。この場合、果して採算が成り立つか否かについては、現状からして未知数であるというほかない。ただ新しく日本から企業移住の形で来伯し、塗装業を開業するというプラン自体は、きわめて危険である。

その理由は、(イ)得意先を確保するためには、先ず開店し、注文に応じる態勢を整えることが先決であるが、この間、果してどれほどの成果が期待できるか見とおしがつかない。(ロ)工業関係融資のうち製造業以外の塗装業などサービス業に対する融資は現状ではむづかしく、一方、運転資金など多額の資金を必要とする。(ハ)本業種が特

に新しい職種ではなく、ブラジルにおいては多数存在する職種であり、日本からの進出を双手をあげて歓迎する性質のものではない。
(二)サンパウロに進出済みの日系大中企業は既にその大部分が塗装部門を持っている。(ホ)当地の事情、言語、習慣などに不慣れな日本人がいきなり開業することは多くの点で不利である。—— などである。

(以上あげたもののうち、(二)の大中企業については、例外的に豊和工業㈱が、比較的希望の持てる発言を行なっている—— 2月初旬——。即ち、同社の藤平正義専務取締役、川口工場長らは、現在同社の工場(モジダスクレーセス市)の塗装部門を拡張中であり、これを将来、下請の形で第三者(日系人)に委託することも考えられるとしている。

ただし、その場合、これを担当する業者は、(A)サンパウロで既に実績があり、技術が確実なものであることを実証し得るもの。(B)納期を確実に履行できること。—— の二条件をあげている。

これ以外にも例えば、ブラジル石川島造船所など塗装の有力分野があるが、こうした大企業になると、下請を考えるより、むしろ塗装工として就職することの方が手取り早い。

また、家庭用電気製品のメーカーの専続修理業兼塗装業となるためには、上記豊和工業㈱の場合と同様の条件が要求されることが予想されるが、既存の同業者が多く、これら多数の競争相手を向うにまわさなければならないので、いつれにせよ厳しい条件を覚悟しなければならない。

II. 3. II. 某進出希望企業の計画書について

II. 3. II. 1. 人員構成について

人 員	職 人	3 名 (本人共)
	雑 役	1 人

ブラジル労働法によれば、ブラジルで設立される企業はその従業員の $\frac{2}{3}$ はブラジル国籍の者を雇傭しなければならない。($\frac{2}{3}$ 法) したがって、もし日本から計4名が移住し、当地で企業を設立する場合は、労働法を厳密に解釈すれば8名のブラジル国籍所有者($\frac{2}{3}$)、4名の日本人($\frac{1}{3}$) 計12名を雇ようしなければならないが、この規模では多過ぎる。

また、日本人を2名に絞った場合でも4名のブラジル人を雇わなければならない、全部で6名となり、この種の業界で確固たる地盤、得意先がないままの状態では多過ぎる感がある。

こうした厄介な問題があるために、いろいろ対策を講じなければならない。一番良いのは、出来るだけ少人数で、たとえば1人～2人で来て、共同経営の形で始めるか(雇傭人員は客のままで)または、法が義務づける範囲内で現地で二世を雇う方法をとることである。(二世をやとうのは言語の必要性からである。)

もし、大中企業の下請けが確実であれば上記の構成にても可であるが、当地で新しく顧客を探すことから始める場合は、この構成は労働コストの上から、やや過重である。この点、もし優秀な技術の所持者であるなら本人と技術者の2名構成が労働コスト負担上、最も軽微ですむ点で最善である。

むしろ、移住実施後の段階において人員増強の必要が生じた場合、現地で言語の出来る者(二世または一世)を雇傭する方が便利である。

(*注 : $\frac{2}{3}$ 法が適用されるのは経営者を含めず、被雇傭者が2名以上の企業の場合である。)

II. 3. II. 2. 機械器具類

コンプレッサー、塗装道具一式を中古品として日本から無税で持

込むことはできる。ただし、ブラジルの現行法（1967年9月11日政令、第61324号）によれば、同一種の中古機械は1台に限り無税として持ち込むことを認められているから、コンプレッサー2台を1台へ、塗装道具一式、五組は一組へそれぞれ減らす必要がある。この場合、コンプレッサー、塗装道具の製造元、大きさなどが異なる場合でも同一種とみなされることになっている。但し、塗装道具など形、様式、使い方がさまざまに異なるものの場合は、異種とみなされる可能性もある。（念のため持込もうとする道具一式または、五組の詳細な品目を英語またはポ語にまとめ、在日ブラジル領事の承認を求め、その後コピーを当地（たとえば海外移住事業団サンパウロ支部）へ送付、当地の税関節に直接あたって確認することはできる。）

次に国産コンプレッサー、スプレーガン式塗装具の値段を示すと下記のようになる。

コンプレッサー

1/3 HP Cr\$ 902.00 / US\$ 155.25 (1 US\$ = Cr\$ 581)

(現金払いのときは、25%のディスカウント)

1 HP Cr\$ 1,502.00 / US\$ 258.50

(同 上)

3 HP Cr\$ 2,776.00 / US\$ 477.80

(圧縮空気量 12 m³ または 150 l / 分)

昭和47年2月末日現在

コンプレッサー用管(チューブ) Cr\$ 3.30 / US\$ 0.57
(m) (m)

スプレーガン式塗装道具 Cr\$ 91.00 / US\$ 15.70

Cr\$ 157.00 / US\$ 27.00

Cr\$ 185.00 / US\$ 31.80

II. 3. II. 3. 作業工場用敷地

作業場の平均的な大きさとしては $\left\{ \begin{array}{l} 5\text{ m} \times 10\text{ m} \\ 10\text{ m} \times 20\text{ m} \\ 10\text{ m} \times 30\text{ m} \end{array} \right\}$ など人員数、仕事の受注量の平均的規模により、いろいろであるが、月決めて作業場に適した場所を借りる場合、 1 m^2 当り平均 Cr\$ 5.00 ~ Cr\$ 7.50 が普通となっている。

本企業が本格的焼付塗装を行なうためには、作業工場として面積 3.0 坪 ~ 5.0 坪 ($= 5.4\text{ m}^2 \sim 9.0\text{ m}^2$) にトタン、モルタル、ブロックストレート造りの防火用 (内外) 工場が必要とみられるが、当初からこの規模の工場をつくるにはかなりの資金が必要であり、また、その見積りを出すには建築設計施工業者が詳細なデータを当事者との直接の談合により話し合うことが必要であり、正確な予算を今ここで出すことは難しい。

但し、土地の購入、建物の新規設立を避け、既存の施設を利用することが望ましく、また、その性格上、仕事の現場に出張して塗装を行なう、いわゆる外廻りの仕事、受注をとってやる方法の場合、それ程、大きな作業場を最初から持つ必要はなさそうである。

(注：調査の対象とした 1.3 の修理兼塗装業店では、自己の作業場内で仕事をする者、いわゆる内勤者に対して、それと同等かまたは、それ以上の外勤者を置き——修理・塗装共に受注の形態に即応できる弾力的態勢をしている。)

II. 3. II. 4. 売 上 高

(a) 大中企業の家庭電気製品メーカーの指定専属修理店の場合：

冷蔵庫 電気せんたく器 その他の電気製品	の修理受注額が 1 日平均 Cr\$ 400.00 ~ Cr\$ 1,200.00 有り、月に Cr\$ 10,000.00 ~ Cr\$ 36,000.00 に達している。
----------------------------	---

これらの店ではこの他メーカーの製品の附属部品をストックして、修理の必要に応じて使用しているが、その売上げは受注額の中に含まれている場合と、別勘定の場合がある。何れの場合もメーカーに対する手数料が入ってくる。

修理の場合、1人の工員が1日Cr\$200.00~Cr\$250.00 からCr\$300.00~Cr\$350.00 の仕事をさばいている。これら工員は時間給で1時間Cr\$1.90~Cr\$3.00の報酬を受けている。この内、塗装部門の修理部門に対する歩合は、冷蔵庫の場合Cr\$250.00 ~ Cr\$350.00までの巾がある。結局1月の売上高は労働コストを計算しない場合、(イ)月Cr\$10,000.00 ~ Cr\$36,000.00、(ロ)その他雑収入(部品の売上げなど)Cr\$2,500.00~Cr\$3,000.00 に達する(推定)。

(b) 塗装業、修理専門店の場合

技術、信用、顔の広さ、顧客層の厚さ、質のよいサービスなどの諸条件をそろえるものは(a)の場合に近い注文を取ること成功しているが、その大半は月間売上高が(a)の $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{3}$ 程度まで落ちているようである。(その理由は得意層が小さいことと、修理に依存していることから仕事の分野が自から限定されていることである。塗装兼修理業が多忙な毎日を送りながら大きな進歩がないのは、このあたりに原因があるのかも知れない。しかし、工員数を増やして仕事の量を増やすことによって売上量の増大をはかることは、ある程度までは可能かも知れないが、やはり安定した経営をするためには、修理業者とではなく、メーカーと直接結びつく手段を考えるべきであろう。)

II. 3. II. 5. 売上げに対する支出状況

売上の中からコストとして支出されるもので最大のものは何とい

っても労働コストである。次いで家賃（作業場）、原料費、交通費、電力、サービス税、その他雑費などの順になっている。

労働コストの場合：この業界における職人の手間賃（給与）は時間給でCr\$ 1.90～Cr\$ 3.00 までの巾がある。（見習い職人＝Cr\$ 1.90 / 経験の有る有能な職人＝Cr\$ 3.00）。ここで職人3名を使っている場合（経営責任者は含めず）を例にとるとその労働コストは次のようになる。

見習職人	 1名	$1.90 \times 8 \text{時間} \times 25 \text{日}$	= Cr\$ 380.00 / 月
経験 "	 2名	$3.00 \times 8 \text{時間} \times 25 \text{日} \times 2 \text{名}$	= Cr\$ 1,200.00 / 月
			計 Cr\$ 1,580.00 / 月

経営者が職人1名に対し（労働法に基づいて）積立てなければならない社会福祉積立金（省略）は、各人の給与に対し、約49(%)であるから、

経営者の負担額は	$1,580 \times 1.49 =$	<u>2,354.20</u>(イ)
家賃（平均）		500.00.....(ロ)
原料代（塗料）		300.00.....(ハ)
交通費（又は小型トラック維持費）		300.00.....(ニ)
電力		200.00.....(ホ)
その他雑費		200.00.....(ヘ)
市税（サービス税5% / 売上Cr\$ 10,000.00として計算		500.00.....(ト)
		計 4,354.20

この場合もし

- (a) 売上(月)がCr\$ 10,000.00 有すればその実収入＝Cr\$ 5,645.80
- (b) " (ロ) Cr\$ 7,500.00 " " =Cr\$ 3,145.80
- (c) " (ハ) Cr\$ 6,000.00 " " =Cr\$ 1,645.80

(d) 売上(月)がCr\$ 5,500.00 有すればその実収入=Cr\$1,145.80

(e) " (月) Cr\$ 5,000.00 " " =Cr\$ 645.80

(d)が損益分岐点、(e)は既に赤字経営となり、経営者自身の生活自体に影響を与えてくる。

次に生活費についてであるが経営者、職人を問わず、サンパウロにおいては1972年3月現在、下記のような線が大体の水準となる。(1ヵ月)

A) 独身者の場合

食費：下宿の場合

1. 下宿(三食付)..... Cr\$500.00 (平均)

2. 同上(二食付)..... Cr\$350.00 (同上)

3. 同上(朝のコーヒーのみ)..... Cr\$200.00 (同上)

(注：外食の場合、定食は1回Cr\$3.00~Cr\$3.50で、さまざま)

同上：自炊の場合

(1) 1人で1ヵ月に要する食費 Cr\$200.00 (平均)

アパート

(1) 1人用小アパート Cr\$350.00 (平均)

(2) 2人以上住めるアパート Cr\$400.00 (")

(寝室 1.居間 1.炊事場 1.便所 1.)

B) 夫婦の場合

食 費..... Cr\$ 400.00 (平均)

住 居 費..... Cr\$ 400.00 (")

そ の 他..... Cr\$ 300.00 (")

計 Cr\$1,100.00 (平均)

II. 3. III. 運転資金の長期融資獲得の可能性

II. 3. III. 1. 中小企業のための融資基金制度

中央銀行とブラジル銀行は、中小企業のため特別融資制度を設けている。その概略については本項末尾に掲げるが、その条件はきわめて厳しい。本企業（塗装業）については遺憾ながら該当するものがない。

但し、製造工業 — Indústria de transformação の場合

(イ) 工業開発基金 (FDI—Fundo de Desenvolvimento Industrial)

(ロ) 固定投資基金 (FIF—Fundo de Investimentos Fixos)

の二つがある。これら二つについて参考のため、その概略を記す。

(イ)の工業開発基金融資獲得の条件は、別添一覧表に記した。(ロ)の固定投資基金は次のような内容である。(インフォメーションの出所：ブラジル銀行農・工業クレジット課)

融 資 の 条 件

- I. 融資の目的：融資の対象となる企業が中小企業で、企業が既存の場合、前年度の売上げ（または新規設立の場合は次の年度の売上げ予想）が
$$\text{Cr\$}12,000,000.00 (\text{US\$}2065,404.40 / 1 \text{US\$} = \text{Cr\$}5810 \text{ (銀行の買い)})$$
を超えないこと。

- II. 農業協同組合の場合で、その組合員が生産する農産物を工業化する目的の場合。

- III. 繊維工業の場合（紡績を除く：）

- a. 老朽化せる機械または設備の代替を目的とする場合に限り、これら老朽化せる機械設備を以て生産の向上が不可能とみなされる場合。

b. 輸出を目的とする製品をつくる場合において、その製造設備の拡張または代替。

IV. 融資ワク：一企業に対し、そのプロジェクトの80%までとし、且つ最高Cr\$500,000,000(US\$ 86,058,50 / US\$ = 5.810)まで。

V. 償還期限：5 年

VI. 保証物件：機械、設備、不動産、その他

VII. 年 利：12% (6月30日と12月31日の年2回払い)

手数料 10%

計 22%

(一例) 融資希望額：Cr\$ 700,000,000 (機械設備)

融 資 ワ ク：Cr\$ 500,000,000

自己調達必要額：Cr\$ 200,000,000

保 証 額：Cr\$ 700,000,000 + Cr\$ 175,000,000^{*}

(この場合、

機械設備Cr\$ 700,000,000

保証金額Cr\$ 175,000,000)

* (注)：175,000,000は700,000,000を融資ワクの80%相当額とみなす場合($X \times 0.80 = 700,000,000$)、仮想融資希望額($X = 875,000,000$)と700,000,000の差。

こうしてみると、塗装業のみで融資(長期且つ低利)を受けることはむずかしい。強いてその適用を受けるためには、塗装部門を全体(企業)の一部門とし、製造メーカーとして企業を発足させる必要が有るが、その場合は、製造部門の完全なプロジェクト(定款を基本とする)が必要である。

主要融資基金一覧

資料の出所：ブラジル経済情報第335号（1971年6月15日付）

（発行所：ブラジル日本商工会議所）

	基 金	出資元	融資目的	融資対象の企業	貸出額	期 間	利 子	貸出機関
ブラジル銀行の部	1.工業開発基金	外国	中小企業 の創立 または再 整備に	従業員100人 以内、年間売 上額400万Cr\$ までの中小企業。 運転資金および 用地購入費ワ ク外。	投資総 額の60 %まで。 特別地 域には 80% まで。	10年間、 据置期間 はいろ いろ。	年利12% +国家通貨 審議会決定 のCr\$貨価 値修正率	伯 銀
	2.復興および開発ドイッ基金	外国	国定資産、 設備、機 械投資へ の融資 （西独か らの機械 購入を含 む）	中小企業、業種 は魚介調製、農 産物調製、輸出 商品調製など	投資総 額の 80% まで。	据置期間 を含み4 ～5年。 特別の場 合は10 年まで。	年利12% + Cr\$貨 修正率+手 数料年間1%。 10万ドル 以上なら年 利10%+ 為替変動率	伯 銀
	3.農産物、畜産物、魚介類の調製工業用開発基金	外国およびブラジル	中小企業 の設備拡 長、近代 化など固 定資産投 資に対する融資	農産物、畜産物、 魚介、林産など の調製工業	固定資 産の 75% まで。	5～10 年間。据 置期間は いろいろ。	年利12% + Cr\$貨 修正率+ 手数料年間 1%。10 万ドル～ 20万ドル の金額なら FAD融資 基金と同様	伯 銀

ブラジル中央銀行の部	基金	出資元	融資目的	融資対象の企業	貸出額	期 間	利 子	貸出機関
	1. 農業および工業一般基金 (FUNAGRI) の部							
	1-1. 農村再 融資国家基金 (FNRR)	外 国	農村信用 手形再融 資、金融 店との契 約による 農村貸付、 肥料、農 機、その 他類似品 購入への 融資	農業、牧畜、農 畜産関係。	最低貸 金の 500 倍まで	12年間 迄。据置 期限はい ろいろ	年利+手数 料13%~ 17%。取 立ては金融 店。	一般官銀 行、商業銀行、 貯蓄銀行、 農村信用 組合など
	1-2. 企業資 本の民 主化基 金 (FUN- DECE)	外 国	企業の運 転資金	次の企業①公開 資本 目的②融資 金を輸出商品生 産貸付金にふり 向ける③国内工 業渋滞面解決に 役立つ	投資額 の60 %まで 限界は 最低貸 金の1 万倍迄	3年間。 据置期間 は1年ま で。	年利12% + Cr\$ 貸 借修正率。	伯銀、開 銀地方支 店、州銀 など
	1-3. 生産財 輸入融 資基金 (FIBE- P)	外 国	米国製ま たは米国 経路での機 械、設備 輸入。U S A I D のポジチ ブ・リス トに記載 していな いものは 除外	農村工業および サービス会社	5,000 ドルか ら100 万ドル まで。	4~5年 間。据置 期限は輸 入機械を 運転する まで。	年利12% + Cr\$ 貸 借修正率。 金額10万 ドル以上 ならFAD 融資のみ	伯銀国家 経済開発 銀行 / Finame
	1-4. 畜産開 発基金 (FUN- DEPE)	外国お よびブラ ジル	食品用畜 産プログラ ム、羊毛 生産 (技術 援助含む) などの投 資に対する 融資	R G・スール州、 サンパウロ州、 パラナ州、ゴ イアス州、ミ ナス州、パイ ア州、E・サ ント州、マ ットグロッ ソ州の畜産 業者	投資総 額の 80% ~100 %迄。基 準は資 金の出 所によ る。	9~12 年間。据 置期間3 ~4年間	年利12% ~14%+ FVG計出 の通貨価 値調整率。	国家農村 信用金庫 関係店、 代理店

	基 金	出資元	融資目的	融資対象の企業	貸出額	期 間	利 子	貸出機関
ブラジル中央銀行の部	1-5. 農業開発特別基金 (FUND-AG) (以上 1-1~1-5迄FU-NAGRI)	ブラジル	近代消費財購入、農畜産物輸出振興、増産と生産率増大、農畜産物取引改善などに関し、銀行業務を補充。	農村信用手引書に記載されている近代消費財使用者	貸付額の10%まで	1年。場合によっては5年まで。	年利3%~7%	国家農村信用金庫関係店・代理店
	2. 社会投資基金 (FUNI-NSO)	外国	社会目的投資への融資金	連邦政府、州政府、市など	限度なし	事情に応じて決定	年利2.25%~2.5%。サービス料3/4%その他	官銀一般
	3. 輸出融資基金 (FINE-X)	ブラジル	輸向け畜産商品の生産とその実際の輸出商品の在庫、輸向け農産物生産、輸因難商品売込など融資	輸出拡大を目指す工業や農村企業	限度なし	1年間	年利18%	伯 銀

II. 3. III. 2. 市中銀行の貸付条件

サンパウロ市内の日系市中銀行を例にとると、多少の相違はあるが、次のような相似た条件を要求している。

A行：第一条件：(1)貸付を希望する本人の信用状態が良好である事。

(2)同上の本人の保証人の信用状態が良好である事。

(イ)について：ブラジル国で所得税などの納税義務を履行している者であること（中央銀行の指令による）。
即ちブラジルで既に実績があること。

(ロ)について：不動産の所有主であること。

裁判など司法関係で係争中でないこと。

以上が第一条件となっている。もし、貸付が実現した場合

(a) 貸付金額：Cr\$ 1 0, 0 0 0. 0 0 まで。

(b) 償還期限：9 0 日

(c) 利 息：2. 5 %（月）または3 0 %（年）

B 行：第一条件

(イ) 信用調査の結果が満足すべきであること。

(ロ) 口座を開設すること。

(ハ) 預金口座残高が貸付希望額に対し、適切なものであること。

以上第一条件が満たされた上で次の第2条件が要求される。

第二条件：担保物件が貸付希望額に対して十分であること。

以上二条件がそろう場合、

(a) 個人に対しては貸付金額：Cr\$ 1 0, 0 0 0. 0 0 まで、

企業に対しては第1、第2条件の結果と照し合わせ、貸付金額に制限なし。

(b) 償還期限 (b)- 1 6 0 日以下

(b)- 2 6 0 日以上、9 0 日まで。

(b)- 3 1 年

(c) 利 息：6 0 日以下の場合は利息 1. 4 (%) / 月

6 0 日以上の場合は利息 1. 6 (%) / 月

1 年の場合の利息 2. 5 (%) / 月

附 属 资 料

1. 外国よりの荷物の通関に対する規則及びその他の措置

1967年9月11日政令(Decreto)第61324号

1967年9月12日公布

大統領は憲法第83条第2項の権限を行使し、1966年11月18日付法令(Decreto Lei)第37号(註、輸入税法)に基き発令する。

第1条 外国よりの荷物(Bagagem)の通関に関する別記の規定に裁可する。

第2条 本人が従来法規に従い荷物を引取ることを欲する場合には、本規則の要求事項は本令公布の日より45日間免除される。

単項 同期間中、旅行者(Passageiro)は既往の法規による通関を選択することが出来る。

第3条 前条の場合を除き、本令は公布の日より効力に入り反対規定は廃止せられる。

外国よりの荷物の通関規則

第1章 基準と免税

第1条 税法上、荷物とは、量と質において商品と見做れない旅行者所有の財の群である。

第1項 外国よりの旅行者の財にして、その性質と数量より見て本条の荷物の基準に該当しないものは、一般の輸入規則と現行罰則に従う。

第2項 本条規定の荷物は次の取扱を受け、更に本規定の定める爾余の諸規定に従う。

a) 本規則の定める価格と数量の限度及び条件と期間に適合する場合には、輸入税は免除される。

- b) 前項の期間、限度及び条件に反する場合には、輸入税を支払うこと。

第 2 条 次のものより成る荷物は本規則の定める諸制限の下に、輸入税が免除される。

- 1) 旅行者の衣類、寝台と食卓用の掛布
- 2) 旅行者私用の装身用貴重品
- 3) 旅行者の消耗品
- 4) 旅行者の書籍と雑誌
- 5) 旅行者私用の家庭用職業用並に購答品にして、その総額が 100 米 \$、又は他の通貨による相当額を超えないもの。

但し、物品は各種 1 個と制限されるが、揃い又は組で構成されているものは、この限りでない。

第 1 項 本条規定の免税は電気電子器具には適用されていない。

第 2 項 本条の(3)の免税に関し、飲料、食料、煙草類、化粧品はその総額 25 米 \$ 又は他の通貨による相当額に制限され、更に第 1 条の規定と大蔵大臣の発する指令に従い、量的に制限される。

(68. 12. 30 付 Decreto № 63947 で改正)

第 3 条 更に次の者の所有するその他の財に対しても、輸入税は免除される。

- a) 外交官にして本省に帰任する者、外交官に準ずる恒常的公務に在る者にして役務を免ぜられ帰国する者。
- b) 公務員、軍人、自治体、官民共営会社の職員にして外国滞在引つづき 2 ケ年の公務を了えて、帰国する者。
- c) ブラジルが参加している国際機関に継続 2 ケ年以上勤務した後、帰国するブラジル人。
- d) ブラジルに 5 ケ年以上定住する外国人にして前項と同様の条件下

にあるもの。

e) 前諸項の人々にして、外国勤務中死亡した者。

f) 外国に引きつづき5ヶ年以上在住するブラジル人にして、その住所を当国に移すもの。

g) 外国人にして、その住所を当国に移す者。

第 1 項 本条列記の免税の許容には領事が認証した受益者の財の明細書を是非とも必要とする。更に(f)と(g)の者に対しては、第2章と第3章の規定が適用される。

第 2 項 本条に係わる荷物が第2条とその単項の定める限度と条件を超えない場合には、前記の財の明細書は必要としない。

第 3 項 前項の規定は、(f)と(g)に係わる者の職業上必要とする手工具に對しても延用される。

第 4 項 荷物が第2条とその単項規定以外の財を含む場合には、領事認証の財の明細書が要求される。これには前記第2と3項の物品も記載すること。

第 5 項 外国において死亡した者にして(e)に定められた場合自動車積出書類の領事認証に対しては、死亡証明書を提出することを要し、自動車のみならず、その他の財の通関には裁判所の認可を必要とする。

第 6 項 本来の外交官ではないが、外交使節団長、その随行員は囑託としての任務を終えた者は外交官に準ずる者と見なす。

第 7 項 本条の対象となる家庭用品にして、各個100米\$以上の物は各種一単位限度とする。

但し、通常組又は揃で出来ているものの場合はこの限りでない。

第 8 項 前項規定の制限は、免税受益者が妻子を同伴している場合にも同様である。

第 9 項 本条規定の免税は単数(注、一台)で持込まれた乗用車、乗用

艇にも適用される。

但し、一台につき原国市場価附属品を含め、500米\$相当価以上のものは禁止。

第10項 本条(f)と(g)に係わる免税は初回の住居移転又は5ヶ年以上経過した再帰国者の場合にも適用される。但し、第2章と第3章の規定に従うこと。

第11項 本条適用上恒常的公務とは規則的に設立運営され、関係職員の解除により消滅しないものを言う。

第12項 本条(a)(b)(c)及び(d)に係わる免税を享受した者は免税の日より3ヶ年経過した後においてのみ同様の特典を受けることが出来る。

第2章 外国居住のブラジル人の荷物

第4条 外国に引きつづき5ヶ年以上居住し、その住所を当国に移したブラジル人の財に対して定められた第3条(f)の免税は本則第3章の規定に従い許される。

単項 本条の場合、外国に住居を移したことが、外務本省の指令に基き、当該領事官憲の前に立証されなければならない。

第3章 移民の荷物

第5条 第3条(f)に係わる移民の財に対する免税は本章の規定に従う。但し、本規則の他の規定も併せて適用される。

第6条 税法上、永住査証(Visto Permanente)を得て、定住する意志をもってブラジルに来る外国人はすべて移民と見なされる。

第7条 本章の定める諸条件と外務省の判定の下に、免税は次に列記された財にも適用される。但し、移民がブラジルにおける職業上の活動に必要とすることを立証すること。

1. 皿類、台所用品を含む家庭用品たる家具、及び諸道具の外、動物、種子、苗、職業上の器具、工具機械、小型の農畜産の加工具及び農業用トラクター。
2. 使用中の車輛、即ちジープ型の車、トラック、自転車、オートバイ、スクーター等、移民1人又は1家族当り各1台、但し、本国出発6ヶ月以上前から所有しているものたること。
3. 自動車、舟艇、飛行機で、本国市価が装備を含め3,500\$を超えないもの。但し本国出発6ヶ月以上前から所有しているものに限り、移民1名又は1家族当り各1台。

第2項 前項に適合するとの立証はブラジル領事官憲に対し行なわれ、第5条第1項（印刷の間違いで、第3条第1項の如し）の規定を履行しなければならない。

第3項 本条第1項（第1項の文字が印刷もれの如し）に列記された財の明細書に対する領事の認証は各件毎に外務本省の事前許可による。

この場合、外務省は第39条規定の統制のため関税収入局の意見を徴し、又関係ある時は農村開発院（INDA）の意見を聞く。

第8条 移住者、移住者コロニア（集団）又は協同組合が持込む農畜産用機械設備並に漁船に対しても輸入税を免除することが出来る。

単項 この免税はINDAの提言に基き、外務省の意見を徴した上、関税政策審議会により許容される。

第9条 移住者の財を構成する工業設備の輸入にして、Decreto-Lei 1637 de 18-11-1966 の第14条に該当する場合には同条及びその細則が適用される。但し、本規則第10条の規定を妨げない。

第10条 第7、8、9条規定の取扱を受けるためには、ブラジル領事官憲の前に次の要求事項を充さなければならない。

a) 移住者の財は明細書に記載され、本国出発前に領事官憲の認証を

受けなければならない。仕切状、免許証、登記証、販売票その他要求される書類を提示し、その所有権を立証すること。

b) 機械設備機具の場合には、a) の要求事項の外にブラジル領事官憲が認めた信用ある専門機関発給の証明書を提出しなければならない。これには現在の価格、製造年度、廃品でなく完全な状態にあり修理再生品であるか否かと明示すること。

c) 財の数量、価格、種類及び用途は受益者の経済的職業的条件と密接な関係を持たなければならない。従って受益者の資格は厳格に検定される。

単項 動物、植物及び種子の場合には、動植物防疫の規則に従わなければならない。

第 4 章 特別優先的取扱い

第 11 条 下記の者の荷物の通関は優先的に取扱われる。

a) 政府又は各部門の代表団体の臨時に基き、科学、文化、技術活動に参加又は従事するためブラジルを訪問し或は一時滞在する科学者、芸術家、又は技術者。

b) 外国の公務員又は軍人にして前記の条件を具える者。

c) 直接又は間接の行政機関が与えてくれた奨学資金の受益者たる外国人。

d) 芸術、科学派遣団員にして、ブラジルにおける芸術、科学派遣検閲審議会が承認した者。

e) 代表団体の招待に基き、競技に参加するため来るスポーツマン。

f) 職業的使命を持つ新聞記者、写真班、映画班。

g) 外国人ツーリスト。

第 1 項 本条 a)、b)、c) に列記されておるものにして、その職業用道具

に本国 F O B 市価 3,500 米 \$ までの自動車に対し、外務省の裁量により課税の暫定的停止が許可される。この場合、適格な保証人を付した保証状を差入れ、所定期間内に国外に積出す義務を負うものとする。

第 2 項 前項の場合、本国出発前に該当する財の明細書にブラジル領事官憲の認証を取付けることは必要条件である。

第 3 項 財の明細書に対する領事認証は、各件毎に外務本省の事前許可による。

本省は必要と認める場合、受益者の任務と直接関係ある機関の意見を徴すること。

第 4 項 第 1 項の保証期間の延長は許されるが、保証人と関係機関の同意を必要とする。

第 5 項 定められた期間が終了後 60 日以内に積出されない場合には、税金罰金と為替負担が課せられる。

第 6 項 任務遂行中の新聞記者、写真班、映画班並に、外国人ツーリストに対しては、第 2 条の 1) と 3) 並にその単項に列記された物品の外、使用中のラジオ受信機、録音機、双眼鏡各 1 台が免税される。

第 12 条 下記のものの荷物は取扱規定の適用外であるが、固有の規定に基づき、税金の暫定支払保留の下に、通関させることが出来る。

- a) 芸術又は科学派遣員の装備。
- b) 展示される芸術品。
- c) 職業的任務を帯びた新聞記者、写真班、映画班の装備。
- d) 芸術又はスポーツ、旅行上の必需品。
- e) 商業上の見本。
- f) ツーリスト所有の自動車。

第 5 章 乗組員の荷物

第 13 条 船舶又は航空機の乗組員で旅行を了えて上陸する者は通常の旅行に必要な限度を超えない量の衣類と身廻り品に対し、輸入税の免除を受ける。

第 1 項 最終的に上陸することが立証された乗組員の場合には、更に書籍、印刷物、タイプライター、写真機、撮映機、小型ラジオ受信器、双眼鏡、その他職業用具も免税される。但し、使用の形跡が明らかであること。

第 2 項 乗組から除外、入院の必要又は不可抗力により旅行を続けることが出来ない乗組員の荷物も前項の基定に基いて、免税される。但し、当局の前に事由を立証すること。

第 14 条 前条第 1 項の通関取扱には、乗組員が旅行中死亡した場合にも適用され、荷物は裁判所の認める受取人に引渡される。

第 6 章 外国への通過旅行者

第 15 条 外国への通過旅行者にして、当国内の港又は空港に上陸し、旅行を続ける者は荷物の申告書はこの旨を明示しなければならない。

第 1 項 本条の規定にかかわらず、通過旅行者はその荷物の全部又は一部の税関検査を免れることが出来る。

第 2 項 前項の場合、関係者は荷物の申告書に税関検査を欲しない個数を明示すること。

第 3 項 検査を受けなかった荷物は、鋼鉄のバンドで封印され、更に“Transito”(通過)とレッテルが貼れる。これには、荷物の重量、船名、航空機名称と到着年月日が明記される。

第 4 項 通過荷物は税関倉庫に保管され、旅行者には任者署名の預り証が渡される。

第 5 項 旅行者の滞在が 24 時間以内の場合には、荷物は税関倉庫には収容されない。但し、税関当局が適切な施設を有する場合に限る。

第 6 項 通過旅行の外国への出発が直ちに行われない場合には、荷物は税関倉庫に移される。

第 16 条 本章規定の税関取扱は上陸した同じ場所から旅行者が海路又は空路旅行を続ける場合に限り許される。

第 1 項 税関当局は地方的条件に照し、外国へ去る旅行者が国内の他の場所より出発する場合にも、同様の取扱を許すことが出来る。

第 2 項 前項の場合、旅行者の出発地へ荷物の移動は厳重な監督の下に行われ、荷物は輸送中監視される。

第 17 条 第 15 条第 2 項に基き申告されない荷物は税関検査に付せられ、当国向荷物に対する本規定に従い取扱われる。

第 18 条 旅行者が通過荷物の預り証と旅行切符を提示することによって、保管荷物の積込が許される。

第 19 条 倉庫料と運搬費は関係者の勘定となる。

第 20 条 当国向けでない荷物が不可抗力により旅行を続けることが出来ないことが立証された場合には、本章規定の取扱いは免除される。但し、国内上陸が正式に許可された場合に限る。

第 21 条 通過旅行者は第 15 条第 2 項に基き検査を受けなかった荷物の通関を要求することが出来る。この場合税金、為替負担及び罰金を支払うことを要す。但し使用中の衣類と身廻品はこの限りでない。

第 7 章 税 の 取 立

第 22 条 輸入税が免除される荷物の通関に関し、本則規定の限定、期間及び条件が守られなかった場合には、次の物に対し税の取立が行われる。更に為替負担と罰金の徴収を妨げない。

a) 免税措置の対象とならないすべての物品。

b) 単価又は総額、数量及び持込期限に関し定められた限度を超過した物品。

第 2 3 条 免税のため本則に定められた価格及び数量の限度に関しては、次の規範が考慮に入れられる。

a) 旅技者が、携行としている荷物と別送している荷物は一連のものと見なされる。

b) 規定の単価を超える物品と個数に関する条件を充さない物品に対しては免税は許されない。

c) 物品が一つ以上ある場合には、個々の価格の合計が規定の総価格を超えないものに対してのみ免税を許される。

d) 第 2 6 条第 3 項に基いて一括して荷物が申告された場合、未成年の子女に対しては第 2 条 4) と単項の免税は適用されない。

第 2 4 条 荷物と見なされるものであっても、輸入税を課せられる場合には、関税表に基いて分類され輸入手続規定に従う。

第 1 項 本条に基く徴税のため税関当局は法律で定める所に従い各物品の通常価格を査定する。

第 2 項 このため税関当局は、しばしば荷物中に含まれる物品の現行価格表を用意する。

第 3 項 関税収入局は上記価格表の統一を計る。

第 4 項 物品が雑多の場合には、関税表の各章毎に大幅に分類され、平均率が適用される。

第 5 項 本条規定の税金・為替負担、若しある場合には罰金の取立は関税収入局の定める荷物仕分表をもとに行なわれる。

第 2 5 条 携行荷物の通関処理は第 2 6 条規定の申告書正副 2 通をもって行なわれ、その副券は旅行者に渡され、物品が本規則に従い免税通関された

ことの証明となる。

第 1 項 携行荷物の通関が税金、為替負担又は罰金の支払をもって完了した場合には、荷物仕分表の第 4 券又は荷物票が正規通関の証となる。

第 2 項 別送荷物の通関が税金、為替負担又は罰金の支払により完了した場合には、その証拠として荷物仕分表の第 4 券が使用され、又免税通関された場合には番号付証明証が使用される。

第 3 項 如何なる場合においても、上記の書類は物品を商目的に使用することを認めるものではない。

第 8 章 荷物の申告

第 26 条 税法上、当国の港又は空港を目的とする外国よりの旅行者は上陸前に荷物を構成する物品の種類、数量などの明細書を作成しなければならない。

第 1 項 国内旅行者にして外国より船舶又は航空機に乗って来たもの、第 13 条に係わる乗組員も同様の明細書を作成しなければならない。

第 2 項 荷物の申告書は 2 通とし、船長、機長又はその代理人を通じ税関当局に渡される。

第 3 項 荷物の申告は個人別とする。但し未成年の子女を同伴していると否とにかかわらず、夫婦の場合はこの限りでない。

第 4 項 申告書には旅行者の氏名、荷物種類、数量とその内容が記入され、船名、機号日附を付し責任者が署名する。船長、機長又はその代理人は旅行者が目的とする港への到着日を記入する。

第 5 項 外国への通過旅行者にして当国の港又は空港に上陸し、旅行を続けるものは、第 4 章の規定に従い荷物の申告を行う。

第 27 条 荷物の税関検査は申告書に照して行なわれる。

第 1 項 申告書記人を怠り、又は紛失した場合には、旅行者又は乗組員

は税関当局の面前で申告書を造る。その上で税関検査が行なわれる。

第 2 項 申告された荷物の数量より実際の数量が多い時には、旅行者又は乗組員は申告を訂正する。この場合、荷物は 2 人の税関吏により検査される。

第 3 項 申告された荷物の数量より実際の数量が少ない時には、旅行者又は乗組員は申告を訂正する。

第 4 項 旅行者又は乗組員は税関検査開始前に申告を訂正又は補正することを許される。

第 28 条 荷物の申告書は関税収入局の定める様式に従うものとし、その印刷と費用は輸送会社の負担とする。

第 29 条 荷物の一部又は全部が携行されない場合には、旅行者はこの旨申告書に記載し別送荷物の明細を記入する。(注・本条の第 1 項、第 2 項は Decreto № 63432 de 16-10-1968 により削除された。)

第 30 条 荷物中に課税されるべき物品が存在し、それが申告されている場合には、他の物品に対する免税措置とは関係なくその物品に対しては税金と税金の 20 % に相当する罰金が課せられる。

第 1 項 第 1 条第 1 項の場合は例外とし、荷物中の衣類及び身廻品の明細は申告するに及ばない。

第 2 項 第 2 条の 4) 及び単項に係わる物品の場合、その種類及び単価を申告書に記載し更に単項の物品に関しては、その数量を記入しなければならない。

第 3 項 第 3 条と第 11 条第 1 項の場合、申告書における荷物明細の脱漏は本規則の定める財の明細書(注・領事の認証したもの)をもって補足される。この場合税関当局は双方の書類を照合する。

第 9 章 為替上の措置

第 3 1 条 本則に定められた限度、内容及び価格に従い、免税された荷物には輸入許可又は為替管理法上の義務は課せられない。

第 1 0 章 罰 則

1. 税法関係

第 3 2 条 荷物として持込まれた物品財に対しては Decreto-Lei № 37 de 18-11-1966 の第 1 0 6 条(2)の(c)と(3)の(a)(b)に基き次の罰金が課せられる。

但し、罰金は税金と為替負担の徴収を妨げるものではない。

- a) 税金額の 5 0 % に当る罰金 —— 数量と性質より商品と見られる場合。
- b) 税金額の 2 0 % に当る罰金 —— 課税対象となる物品の申告を怠った場合。
- c) 税金額の 2 0 % に当る罰金 —— 課税対象となる荷物が第 3 5 条に定められた期間後に持込まれた場合。

(注・Decreto-Lei № 37 は輸入税法であり、本規則はその荷物に関する部分の細則である。)

第 1 項 下記に該当する商品には Decreto-Lei № 37 de 18-11-1966 第 1 0 5 条の 7 と 8 の規定に基き没収の罰則が適用される。

- a) 荷物として旅行者が持込んだ物の内容につき虚偽の申告があり、脱税の意図が明らかな場合。
- b) 旅行者の荷物中に二重底を設け詐欺的にかくされた物品が発見された場合。

第 2 項 本規則違反の場合、その罰則が明示されていない場合には、Decreto-Lei № 37 de 18-11-1966 第 1 0 7 条の(4)に基き、

NCR\$10.00乃至50.00の罰金が課せられる。

2. 為替関係

第33条 下記の場合には次の罰金が課せられる。

但し、税金又は為替負担の徴収を妨げるものではない。

- a) その価格の100%に相当する罰金。旅行者が荷物として、外国商品をその質と量において明らかに商品目的のため輸入した場合、Lei № 3244 de 14-8-1957第60条の(1)と(2)及びDecreto-Lei № 37 de 18-11-1966第169条に基く、為替管理違反として。
- b) その価格の30%に相当する罰金、旅行者の別送荷物が本則35条の期間後に到着した場合、Decreto-Lei № 37 de 18-11-1966第170条違反として。

第11章 一般規定と暫定規定

第34条 荷物は立証的に旅行者の本国又は滞在地より由来するものでなければならない。又、通関のため、上陸した港における税関当局の検査を受けるものとする。

第35条 荷物は旅行者が上陸した日より算え、90日以内に到着しなければならない。但し、第3条列記の者の場合は期間180とす。

第1項 本条の期間は税関長が正当の理由を認めた時は30日延長される。

第2項 本条の期間後に到着した荷物は、本則の免税規定にあずからない。但し第2条の1)より4)に列記された者で使用の形跡が明らかなのは、この限りでない。

第36条 荷物にはレッテル又は荷札が添付され、宛先港名と旅行者の氏名が明記されなければならない。

単項 本条の規定を守らない荷物の場合には旅行者は事前に自己の所有

物であることを立証しなければならない。然る上二人の税関吏により荷物の開包検査が行なわれる。

第37条 Decreto-Lei № 37 de 18-11-1966 第15条の(4)と(5)規定の免税(注・外交団、外交官に関するもの)各件毎に外務省の要請に対し許される。

第1項 本条に基いて通関された物の所有権と使用权の移転には假令又便宜許可の名目にせよ免税されない。

第2項 本条に基き、免税輸入された自動車の所有権が第44条の要求を充し、移転される場合にも外務省の事前許可を必要とする。

第3項 免税輸入の特典を有する者又は団体に対し移転される場合においても、外務省の要請を税関当局の事前承認を必要とする。

第38条 本規則に基いて輸入税が免税された場合には、工業製品税(注・消費税)も免税される。

第39条 関税収入局は、第3条第10項と第12項の制限規定の遵守を監視するため第3条に基き通関された自動車の登録簿を保持する。(注・1. 2. 3項訳出省略)

第40条 別送荷物の通関は旅行者が上陸しなかった他の港又は空港の税関当局においても、手続きすることが出来る。

第1項 この場合、旅行者は荷物は到着する港の税関長に次の書類を添え申請しなければならない。

1) 別送荷物の品目明細書

2) 上陸した港の税関が発給した証明書。

この証明書には次の事項が記載される。

a) 携行し、通関された荷物の明細その性質価格、数量等。

b) 第29条規定の届出。

c) 別送荷物の宛先港、旅行者は証明書の申請に当り、宛先港を明

記すること。

第 2 項 この場合、第 35 条の期間は、旅券又はその代用書類に Visto
された上陸の日より算えられる。(注・本第 40 条は Decreto №
63432 de 16-10-1968 により上記の通り書改められた。

又 Decreto № 63432 はその第 1 条をもって、本規則第 2 条の 4) 及
び単項の免税規定は別送荷物に対しては適用されない旨を明らかにした。

第 41 条 税関の荷物統制事務は、当然行われるべき検査に差支えない限り、
迅速に荷物の通関が行われるよう組織される。

第 42 条 検査通関が完了した荷物はその日の内に引取らなければならない。
単項………(省略)

第 43 条 荷物中の物品にして、これが輸入に関し、他の官庁の事前許可を
要する場合には、その手続が完了した上で、通関される。

第 44 条 本規則に基いて免税された財はその所有権又は使用权の移転の対
象とはならない。

但し、事前に正当な税金と為替負担が納入された時は、この限りでない。

第 1 項 本条の規定は次の場合の財の移転には適用されない。

1) 同様の税法上の特典を有し、且つ当該官庁の事前許可を受けた者
又は団体に移転する場合。

2) 免税許可後、5 年を経過した場合。

第 2 項 所有権又は使用权の移転のための税金と為替負担の取立に当っ
ては持込時点を基準として、担当機関の定める指数に基き貨幣価値の修
正が行われる。

第 3 項 免税の特典を受けて輸入された自動車を売却又は譲渡される場
合には、購入者又は譲渡人が移転登録の責に任ず。

第 45 条 前条に係わる税金と為替負担の算定に当っては、通関日からの時
間的経過に応じて、物品の減価が考慮される。

単項 減価償却は24ヶ月後より認められ次の率に依る。

24ヶ月より36ヶ月まで 25%

36ヶ月より48ヶ月まで 50%

48ヶ月より60ヶ月まで 50%

第46条 第3条に列記されたものの財として持込まれた乗用車と舟艇の通関は税金支払の有無にかかわらず、通常の輸入手続に従う。

第47条 本則免税措置に基いて通関された財は売却のため展示すること又商業上の目的で、倉庫に入れることは許されない。

第48条 本則第1条記載の物品にして荷物としてではなく、商品として、通関手続きされる場合には、二人の税関吏が検査仕分けに当り、他の一人が通関手続きに当る。

第49条 関税収入局は第2条の単項記載の物品に関し、免税実施のため各品目、数量の最高限度を定めることが出来る。

第1項 この限度を超えるものは、その数量上商品目的と見られない場合でも課税される。

第2項 数量上、商目的をもつことが明らかとされた時には、本則第1条第1項に規定の定め、一般輸入規則に従うものとする。

第50条 Decreto-Lei 37 de 18-11-1966 第163条により廃止された通関料金は免除通関された荷物に対しても課せられない。

第51条 本則に脱漏がある場合には、関税収入局がこれを解決する。

以 上

2.A 鋳物分析工場について

分析のラボラトリーを持つ工場（会社名とその所在地）……22社

CAPITALとはサンパウロ州々都の意：サンパウロ市
なお本リスト中の所在地はすべてサンパウロ市内

(会社名) BARBARA COMPANHIA METALÚRGICA.	(私書箱)
(所在地) Al. Jurupis, 748	03464-CAPITAL
São Paulo	(C.P.)
BERTANTE S/A. MODELAÇÃO E FUNDIÇÃO.	
Av. Dr. Gentil de Moura, 856	04276-CAPITAL
São Paulo	(C.P.)
COMPANHIA METALÚRGICA BARBARÁ.	
Av. dos Jamaris, 208	04078-CAPITAL
São Paulo	(C.P.)
CONEXÕES DE FERRO FÓZ S/A.	
Rua Antonio Lobo, 82	03624-CAPITAL
São Paulo	(C.P.)
FÁBRICA DE AÇO PAULISTA S/A.	
Av. Presidente Wilson, 1716	
São Paulo.	
EI-EL S/A. AÇOS E METAIS.	
Rua Guáicurus, 225	
São Paulo	
FUNDIÇÃO BRASILEIRA	
Rua Uriel Gaspar, 44	CAPITAL
São Paulo	
FUNDIÇÃO B RUNO ANDREA LTDA.	
Rua Azevedo Soares, 1528	03522-CAPITAL
São Paulo	(C.P.)
FUNDIÇÃO COLUMBIA LTDA.	
Av. Liberal, 322	
São Paulo	
FUNDIÇÃO ESTEAO LTDA.	
Rua Antonio Gomes, 638	CAPITAL
São Paulo	
FUNDIÇÃO GUAYCURUS LTDA.	
Rua Bartolomeu do Canto, 195	
São Paulo	
FUNDIÇÃO E METALURGICA ORIPIRANGA LTDA.	
Rua Bertolina Maria, 185	
São Paulo	
FUNDIÇÃO PROGRESSO S/A.	
Rua Cortume 196	
São Paulo	

(会社名) FUNDAÇÃO SOLON LTDA.
(所在地) Rua Goiás Raposo, 1540 São Paulo

FUNDAÇÃO TUPY S/A.
Av. Paulista, 726, 3º cj. 303 São Paulo

FUNDAÇÃO YADOYA LTDA.
Rua Bartolomeu do Canto, 58 São Paulo

MASEIRO INDUSTRIAL S/A.
Av. Ipiranga, 879, 7º s. 72
São Paulo

METALÚRGICA MAZAM S/A.
Rua A. Gusmão, 500 São Paulo

NADIR FIGUEREDO IND. E COM. S/A.
Av. Morvan dias de Figueredo, 3535
São Paulo

O.B. FUNDAÇÃO DE AÇOS S/A.
Rua Guaicurus, 528/550 São Paulo

SIMETAL S/A.
Rua Honório Maia, 793 1º São Paulo

USINA QUIRÓS S/A. INDÚSTRIA SIDERÚRGICA.
Rua Ouvidos, 54 6º cj. 62
São Paulo

分析のラボラトリーを持たない工場（会社名と所在地）の中で他社の
ラボラトリーへ依頼分析を出しているもの…… 8社

*は依頼先（会社名、所在地）

(会社名) (所在地)
FUNDAÇÃO CARAMELO LTDA. (Rua Loanda, 2-A (Penha) São Paulo)
(会社名) ……* BANN QUÍMICA SA.
(所在地) …… Av. Prestas Maia, Nº 220 212 cj. 211
São Paulo

FUNDAÇÃO FUNDE LAR LTDA. (Rua Princesa Maria Pia, 16 -A) S. Paulo
* BRASILMET COMERCIO E INDUSTRIA.
Av. Nacoes Unidas, Nº 753, São Paulo.

FUNDAÇÃO INDEPENDÊNCIA LTDA. (Rua Cipriata, Barata, 1088) S. Paulo.
* INSTITUTO DAS PESQUISAS TECNOLÓGICAS
(I.P.T.)
Universidade São Paulo Cidade Universitária São Paulo

(会社名)
FUNDIÇÃO PAULISTA DE FERRO S/A. (Av. Carioca, 231) S. Paulo
(会社名).....* INSTITUTO DAS PESQUISAS TECNOLOGICAS (I.P.T.)
(所在地)..... Univercidade Sao Paulo Cidade Universitaria Sao Paulo

INDUSTRIA DE FERRO MELAVEL LIDER LTDA. (Av. Jabaquara, 2440)
S. Paulo
* INSTITUTO DAS PESQUISAS TECNOLOGICAS (I.P.T.)
Univercidade São Paulo Cidade Universitaria São Paulo

FUNDIÇÃO SAO JOSE LTDA. (Rua Almirante Barroso, 899) S. Paulo
* INSTITUTO DAS PESQUISAS TECNOLOGICAS (I.P.T.)
Univercidade São Paulo Cidade Universitaria São Paulo

FUNDIÇÃO GONSALVES DIAS (Rua Javaés, 630 (Bom Retiro) São Paulo
* Sociedade Brasileira de Superintendencia
Av. Prestes Maia, NO 241, 362
São Paulo

ABOR FUNDIÇÃO LTDA. (Rua Tiberio, 158 (Lapa) São Paulo
* VECAMBRAS
Guarulhos R.L. Ricco 55 São Paulo

分析のラボラトリーを持たない工場 (会社名と所在地) で他社へ依頼分
析を出しているもの..... 4 社

(会社名) FUNDIÇÃO FRANCO DE MARIANO LTDA.
(所在地) Rua Gen. Flóres, 507 São Paulo

FUNDIÇÃO WINDISOR LTDA.
Km. 13 de Via Anchieta São Paulo

FUNDIÇÃO PARADA INGLESA LTDA.
Rua Prof. Marcondes Domingues, 364 São Paulo

IRMÃOS ABREU S/A. FUND. MEC. FERRAGENS.
Rua Cantagalo, 2298 São Paulo

全くラボラトリーを利用していない工場..... 10 社

(会社名) ACESCAR INDÚSTRIA E COM. DE ACESS. P/AUTOS LTDA.
(所在地) Praça Sampaio Vidal, 36—baixos São Paulo

CESTARI & CESTARI LTDA.
Rua Umuarama, 347 São Paulo

FUBRAFE FUNDIÇÃO BRASILEIRA DE FERROS LTDA.
Rua Tomé Pontes, 83 São Paulo

FUNDIÇÃO ARMANDO LTDA.
Rua Graca, 883 São Paulo

(会社名) FUNDAÇÃO BELEM

(所在地) Rua Cajuru, 511, 523 (Belem) São Paulo

FUNDAÇÃO BORALLI S/A.

Rua Cipriano Barata, 915 CAPITAL São Paulo

FUNDAÇÃO LERAP

Rua São Leopoldo, 833 São Paulo

FUNDAÇÃO E MECANICA SANTA MARIA LTDA.

Rua São Manuel, 511 São Paulo

HARL DO BRASIL INDUSTRIA E COM S/A

Rua São Leopoldo, 245 São Paulo

FUNDAÇÃO CIGIFUNDI LTDA.

Rua Parde Adelino, 2076 São Paulo

全くラボラトリーを利用していない工場(10社)の分析

()内は所在地

分析した原料を買って使う

ABOR FUNDAÇÃO LTDA. (Rua Tiberio, 158 (Lapa) São Paulo)

FUNDAÇÃO BORALLI S/A. (Rua Cipriano Barata, 915 São Paulo)

FUNDAÇÃO E MECANICA SANTA MARIA LTDA.

(Rua São Manuel, 511) São Paulo

HARL DO BRASIL INDUSTRIA E COM. S/A

(Rua São Leopoldo, 245) São Paulo

利用しない

CESTARI & CESTARI LTDA. (Rua Umuarama, 347) São Paulo

FUNDAÇÃO LERAP (Rua São Leopoldo, 833) São Paulo

経験により分析する

FUBRAFE FUNDAÇÃO BRASILEIRA DE FERROS LTDA.

(Rua Tomé Pontes, 83) São Paulo

FUNDICAO BELEM (Rua Cajuru, 511, 523 (Belem) São Paulo

その必要性がない

FUNDAÇÃO ARMANDO LTDA. (Rua Graca, 883) São Paulo

FUNDAÇÃO CIGIFUNDI LTDA.

(Rua Padre Adelino, 2076) S. Paulo

- (会社名)
10. GRADEILAR INDÚSTRIA E COMÉRCIO S/A.
(所在地) Rua Felipe Camarão, 94/104
Sao Paulo Tel: 295-6973
 11. INDÚSTRIA E COMÉRCIO CORNETA S/A.
Rua Turiagu, 1875 C.P. 1963
Sao Paulo Tel: 62-1196
 12. INDÚSTRIA E COMÉRCIO DRECO S/A.
Av Eng. Mesquita Sampaio, 807 C.P. 4364
Sao Paulo Tel: 61-8473
 13. INDÚSTRIA E COMÉRCIO P. BLUMENTHAL S/A.
Av. Amador Bueno da Veiga, 398 C.P. 14599
Sao Paulo Tel: 295-4281
 14. INDÚSTRIA DE CONEXOES E PEÇAS FORJADAS CONFORJA LTDA.
Rua Sao Nicolau, 210
Diadema, S. Paulo Tel: — —
 15. INDÚSTRIA MECÂNICA LANDRONI S/A.
Rua Cel. Antonio de Carvalho, 477
Sao Paulo Tel: 298-6638
298-5670
298-1631
 16. INDÚSTRIA MORMANNO S/A.
Rua Faustolo, 735
Sao Paulo Tel: 62-4107
 17. INDÚSTRIA DE PARAFUSOS ELEKO S/A.
Rua Heliopolis 47
Sao Paulo Tel: 260:0461
260-2656
 18. INDÚSTRIA DE PARAFUSOS MAPRI S/A.
Av. Mofarrej, 971 C.P. 4175
Sao Paulo Tel: 260-1611
 19. INDÚSTRIA DE PARAFUSOS ROBERTO UGOLINT S/A.
Rua Maria Paulo São Paulo. Tel: 37-9113
 20. IRMÃOS CARRERI & CIA LTDA.
Rua Sant Ana 192 C.P. 122
Sao Paulo Tel: 2-1317
 21. JAN LIPS S/A—INDÚSTRIA METALÚRGICA.
Av. Medes Cladeira, 774 C.P. 1327
Taboao da Serra
Sao Paulo. Tel: 244-245
 22. JOWA S/A — INDÚSTRIA MECÂNICA.
Rua Ferreira Viana, 689/95
S. Amaro, S. Paulo Tel: 269-0027

- (会社名)
 23. NECANICA AVANZI S/A.
 (所在地) Rua Zanzibar, 1149/55
 Sao Paulo Tel: 52-0700
 52-5633
24. METAL LEVE S/A, INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
 Rua Brasílio Lus, 535 C.P. 6567
 Sao Paulo Tel: 269-6358
25. METALÚRGICA RIO S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO
 Rua Valentin Magalhães, 147
 Sao Paulo Tel: 93-3283
26. PROGRESSO METALFRIT S/A.
 Rua Emilio Goeldi, 545
 Sao Paulo Tel: 62-9538
 65-8731
27. RISTORI RONDON S/A - PRODUTOS METALURGICOS.
 Rua Ponta Pora, 344 C.P. 11701
 Sao Paulo Tel: 62-4409
28. SANCHEZ S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE PEÇAS P/AUTOS.
 Rua José Barbosa, 36
 Guarulhos S. Paulo Tel: - -
29. SANPEL S/A - INDÚSTRIA DE AUTO PEÇAS.
 Av. Elísio Tezeira Leite, 132
 Sao Paulo Tel: 266-2591
30. TORMEC S/A - FÁBRICA DE PARAFUSOS E PEÇAS TORNEADAS
 DE PRECISÃO
 Rua Dr. Ferreira Lopes, 121/63 C.P. 8628
 Santo Amaro, Sao Paulo Tel: 269-3027

OUTROS (その他の部)
 (CARROCERIAS, CORRENTES, ARMAS, FOGÕES, BICICLETAS etc.)

- (会社名)
 1. A CASA DO CABO DE AÇO.
 (所在地) Rua do Gasômetro, 683
 Sao Paulo Tel: 92-3010
 93-9674
 92-4628
2. ALVIRO MALANDRINO & CIA. LTDA.
 Rua Clélia, 1923
 Sao Paulo Tel: 62-9359
3. AS BRASLL - ASPERSÃO NO BRASIL S/A.
 Rua Joao Daprat, 431 C.P. 93
 Sao Bernardo do campo
 Sao Paulo Tel: 34-1363
4. BADONI DO BRASIL - INDÚSTRIAS METALMECANICAS S/A.
 Rua 24 de Maio, 250 11º
 Sao Paulo Tel: 34-1363

- (会社名)
5. CARBRINA INDÚSTRIA E COMÉRCIO LTDA.
(所在地) Rua Vergueiro, 6896
Sao Paulo Tel: 63-7245
 6. CIA. FERRO BRASILEIRO.
Rua Libero Badaro, 293 15ª and. cj. 15D
Sao Paulo Tel: 37-4536
 7. EFORBRAS - ENGENHARIA DE FORJAS BRASILEIRAS S/A.
Rua Camilo, 636
Sao Paulo Tel: 65-2272
 8. GRASSI S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
Rua Othao, 335 C.P. 24094
Sao Paulo Tel: 260-2411
 9. INDÚSTRIA DE ARMAS CASTELHO S/A.
Rua Florano Peixoto 191
Sao Paulo Tel: - -
 10. INDÚSTRIA BRASILEIRA DE ARTEFATOS DE FERRO S/A, "IBAF".
Rua Rafael Sales, 358 C.P. 226
Campinas S. Paulo Tel: 8-5191
 11. INDÚSTRIA E COMÉRCIO BEREITA S/A.
Av. Vitor Manzini, 450 C.P. 12784
Sao Paulo Tel: 269-9811
269-6205
 12. INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE BICICLLTAS CALOI S/A.
Av. Santo Amaro, 4728 C.P. 30-699
Sao Paulo Tel: 267-6011
 13. LARES "PRODUTOS DOMESTICOS" S/A.
Rua Pelotas, 183
Sao Paulo Tel: 71-2250
 14. LIFT S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO..
Rua Quata, 804 C.P. 19170
Sao Pauls Tel: 267-9331
267-9369
 15. MASSARI S/A - INDÚSTRIA DE VIATURAS.
Rodovia Presidente Dutra Km 1. 5 C.P. 12442
Santana, S. Paulo Tel: 93-0151
 16. METALÚRGICA KATY - EMERIK RAMBERGER & FILHOS LTDA.
Rua Saiva, 215/217 C.P. 14510
Sao Paulo Tel: - -
 17. METALÚRGICA MARARIDA, INDÚSTRIA E COMÉRCIO LTDA.
Rua Guilherme Cotching, 476
Catumbi, S. Paulo Tel: 93-6305
 18. METALURGICA WALLIG S/A.
Rua Sapucaia, 452
Sao Paulo Tel: - -

- (会社名)
19. ZANI S/A — INDÚSTRIA METALURGICA.
(所在地) Rue Clark, 120
Sao Paulo Tel: 292-8106
20. IMADEM — INDÚSTRIA DE MÁQUINAS DE ENSAIO LTDA.
Rua S. Dumont, 101
Sao Bernardo do Campo
Sao Paulo Tel: 43-2408

2.B 鉄鋼、金属、機械メーカー・リスト

INDÚSTRIA DE TRANSFORMAÇÃO DO FERRO. (製鉄の部)
(forjaria, trefilacão, etc.)

- (会社名)
1. ACOMET S/A, INDÚSTRIA MECÂNICA
(所在地) Rua Luiz Gama, 91 Tel: 279-0401
生産: 鉄鋼関係 S. Paulo
2. AÇOS VILLARES S/A.
Av. do Estado, 6116 (em SP.) Tel: 278-7322
生産: 鉄鋼棒、板、鋳鉄部品 Tel: 278-4291
3. BRANCAL S/A. MINERAÇÃO E COMÉRCIO.
Rua 7 de Abril, 261-6ª and
S. Paulo Tel: 35-4771
生産: 鉄、カリ、セメント
4. IFFA S/A — INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
Rua Scipiao, 459
生産: 鉄鋼関係 S. Paulo Tel: 262-2543
5. INDUPAL S/A — INDÚSTRIA PAULISTA DE LAMINADOS.
Via Monteiro Lobato, 2805 S. Paulo
生産: 鉄鋼板 (escritorio) Tel: 49-2966
6. INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE FERRO INCOFER S/A.
Rua Afonso Pena, 589
S. Paulo Tel: 227-4365
生産: 鉄板、鉄棒、金属チューブ
7. INDÚSTRIA MECÂNICA DUCHÉ S/A.
Rua Gomes Nogueira, 268 G.P. 42.406
生産: 鉄鋼部品 Tel: 273-7320
8. INDUSTRIA NACIONAL DE AÇOS LAMINADOS INAL S/A. INALSA.
Rua Serra de Araraquara, 840
S. Paulo Tel: 92-4940
生産: 鉄板

- (会社名)
9. ITALMAGNÉSIO S/A, INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
 (所在地) Av. Nossa Senhora do Sabara, 2041
 Sto. Amaro, S. Paulo Tel: 269-6032
 生産: 鋳鉄部品 269-2667
 10. LAMINAÇÃO SANTA THEREZA S/A.
 Rua Agostinho Gomes, 56
 生産: 鉄板 S. Paulo Tel: 273-1803
 11. MERCANTIL DE FERRO E AÇO " SAMEFA " S/A.
 Rua Endres, 122
 生産: 鉄鋼 S. Paulo Tel: - -
 12. MERCÚRIO S/A - TREFILAÇÃO DE AÇO.
 Rua Fiandeiras, 627
 生産: 鉄鋼関係 S. Paulo Tel: 267-7633
 13. NICKEL DO BRASIL
 Rua Sao José, 90-11ª and. sala 1105
 生産: ニッケル S. Paulo Tel: 232-9466
 14. PRESACO - CIA. BRASILEIRA DE PRENSAGEM DE AÇO.
 Rua Casemiro de Abreu, 614
 生産: 鉄鋼関係 S. Paulo Tel: 93-5241
 15. REMESA S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
 Av. Prestes Maia, 1550
 生産: 鋳物関係 Diadema S. Paulo Tel: 43-1300
 16. SICAP S/A. INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
 Rua Ibitinama, 200 C.P. 5826
 生産: 鉄鋼部品 Vila Prudente S. Paulo Tel: 63-4012
 17. SIDERURGICA PAULISTA CIA. - COSIPA.
 Av. Sao Joao, 473 - 2ª and. C.P. 8090 S. Paulo
 生産: 鉄鋼関係 (escritorio) Tel: 239-3922
 18. SUVIFER INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE FERRO LTDA.
 Rua Cadiriri, 1201
 生産: 鉄板 S. Paulo Tel: 63-6176
 63-4340
 273-8672
 274-0323
 19. USINA METALÚRGICA ITAETÉ S/A.
 Rua Juba, 303
 生産: 建設用鉄鋼資材 S. Paulo Tel: 93-8724
 20. USINA SANTA OLÍMPIA, INDÚSTRIA DE FERRO E AÇO S/A.
 Rua dos Patriotas, 940 C.P. 12312
 生産: 鉄鋼棒 S. Paulo Tel: 63-1101

INDUSTRIAS DE VEICULOS. (自動車その他車輛産業の部)

(会社名)

1. CHRYSLER DO BRASIL S/A.
(所在地) Via Anchieta, Km 23 São Bernardo do Campo
C.P. 30358 S. Paulo Tel: 43-1633
生産: 乗用車、トラック
2. FNV - FÁBRICA NACIONAL DE VAGÕES S/A.
Pça, D. José Gaspar, 134 13^a and.
S. Paulo Tel: 35-7176
生産: 鉄道車輛、トラック、ジャミー
3. HUBER - MARCO DO BRASIL S/A - INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
Av. Ipiranga, 1097 13^a and. C.P. 2191
S. Paulo Tel: 32-3800
生産: 道路建設用地ならし車
4. ISEKI - MITSUI - MÁQUINAS AGRICOLAS S/A.
Rua Jacar ei, 11 Indaiatuba S. Paulo
生産: 小型耕運機 Tel: 32-8586
5. MASSEY-FERGUSON DO BRASIL S/A, INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
Av. São João 473-13 and. C.P. 30240
S. Paulo Tel: 37-6051
生産: 農業用トラクター
建設用トラクター

MAQUINAS EM GERAL(INDUSTRIAS) (一般機械の部)

(会社名)

1. BARRETO COMERCIAL IMPORTADORA LTDA.
(所在地) Rua José Paulino, 840
S. Paulo Tel: 221-0733
生産: ミシン小型モーター 220-4679
2. BALANÇAS MICHELETTI.
Rua Brig. Tobias, 331 S. Paulo
(escritorio) Tel: 295-9793
生産: 商工業用ばかり 34-3424
3. CALDEIRARIA SÃO CAETANO S/A, INDÚSTRIAS MECÂNICAS.
Rua Piratininga, 653 São Caetano do sul
C.P. 139 S. Paulo Tel: 42-3325
生産: 釜製造その他
4. CALVI.
Rua Sebastião Bach, 175
(escritorio) S. Paulo Tel: 260-5938
生産: 工作機械、プレス(30t~300t)
5. CRYTON DO BRASIL S/A, EQUIPAMENTOS DE VAPOR.
Av. Celso Garcia, 5932 C.P. 4025 S. Paulo
生産: 蒸気機その他 (escritorio) Tel: 295-8484

- (会社名)
6. COMERCIAL JAKKO, TÉCNICA E INDÚSTRIA LTDA.
(所在地) Rua Florencio de Abreu, 322 S. Paulo Tel: 35-7399
生産:
 7. CONTACT S/A-PRODUTOS ELETRO-DOMÉSTICOS.
Av. Cns. Rodrigues Alves, 2457 C.P. 21054 Santo Amaro-S. Paulo. Tel: 267-9022
生産: 換気装置類
 8. ELEVADORES OTIS S/A.
Av. Dr. Arnaldo, 2222 S. Paulo Tel: 62-3136
生産: エレベーター
 9. ELGIN MÁQUINAS S/A.
Rua Barao de Campinas, 305 C.P. 4575 S. Paulo Tel: 220-1611
生産: ミシン
 10. FÁB RICA NACIONAL DE COMPRESSORES S/A.
Av. Otaviano Alves de Lima, 12100, C.P. 11753 S. Paulo Tel: 260-0105
生産: コンプレッサー 260-3653
 11. FSN-FIEIRAS E SINTETIZADOS NACIONAIS LTDA.
Rua Dr. Mario Vicente 374 S. Paulo Tel: 63-7477
生産: 石切り用機械 63-4380
 12. IBM DO BRASIL-INDÚSTRIA MÁQUINAS E SERVIÇOS LTDA.
Av. S. Luiz, 84/86 cj. 1ª/5ª S. Paulo Tel: 239-3211
生産: タイプライター、電子計算機
 13. INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE MÁQUINAS E PEÇAS BILBAO S/A.
Rua Ribeiro do Amaral 618 S. Paulo Tel: 63-1865
生産: 自動車産業キカイ用部品
 14. INDÚSTRIA E COMÉRCIO METALÚRGICA ATLAS S/A.
Pca. Ramos de Azevedo 245 4ª and. C.P. 1996 S. Paulo Tel: 34-0440
生産: 36-8732
 15. INDÚSTRIA EMANOEL ROCCO S/A-FUNDICAO-MÁQUINAS-PAPEL e PAPELÃO.
Av. Paulista, 2073 8ª and. cj. 815 S. Paulo Tel: 287-4428
生産: フライス盤、ブライナー 287-2039
 16. INDÚSTRIA DE EQUIPAMENTOS E CALDEIRAS HERCULES S/A.
Rua Major Paladino, 600 S. Paulo Tel: 260-0272
生産: 産業用釜製造 260-3476
 17. INDÚSTRIAS FILIZOLA S/A.
Rua Joaquim Carlos, 1236 S. Paulo Tel: 93-2111
生産: はかり

- (会社名)
18. INDÚSTRIA DE MÁQUINAS D ANDRÉA S/A.
(所在地) Rua Souza Queiros, 267 S. Paulo
生産: 精 機械(コーヒー・ミリー)
 19. LANOFIX DO BRASIL S/A.
Rua 24 de Maio, 77 2ª and. S. Paulo
生産: レース編み機械
 20. MÁQUINAS CRUZEIROS S/A.
Rua Florencio de Abreu 806 S. Paulo
生産: 旋盤、ブライナー、ボール盤
 21. MECÂNICA E FUNDIÇÃO-IRMAOS GAZZOLA S/A.
Rua Capitao Silvio Fleming, 245 C.P. 52 S. Paulo
生産
 22. PENNWALT S/A. INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
Rua Campos Sales, 685 C.P. 2150 Santo Amaro - S. Paulo
生産: 遠心分離機
 23. SOCIEDADE DE ENGENHARIA E INDÚSTRIA SE T LTDA.
Rua Sergio Tomas, 716 C.P. 7913 S. Paulo
生産: 換気装置、乾燥機
 24. TEXIMA S/A-INDÚSTRIA DE MÁQUINAS.
Rua Taquaritinga, 70 S. Paulo
生産: 繊維機械
 25. VOITH S/A-MÁQUINAS E EQUIPAMENTOS.
Rua Cons. Crispiniano, 398 S. Paulo (escritorio)
生産: タービン・エンジン
 26. YADOYA S/A-INDÚSTRIA DE FURADEIRAS.
Rua Bartolomeu do Canto, 44 S. Paulo
生産: フライス型
 27. ZF DO BRASIL S/A.
São Caetano do Sul
Rua Senador Vargueiro, 428 S. Paulo
生産: 液圧ダイレクトン
変速ギヤボックス

PECAS E AUTO PECAS EM GERAL(自動車物品の部)

- (会社名)
1. ARTEFATOS METÁLICOS P/ CONSTRUÇÕES S/A-AMC
(所在地) Rua Antonio de Godoi, 27 6ª and. C.P. 811 Sao Paulo

- (会社名)
2. AUTOFORJA S/A, INDÚSTRIA E COMÉRCIO.
(所在地) Estrada de Casa Grande, 2180
Diadema S. Paulo Tel: --
 3. BIRIGUI FERRO "BIFERCO" S/A.
Rua Francisco Galindo de Castro, 462
Birigui S. Paulo C.P. 195 Tel: 275
 4. BRASEIXOS ROCKWELL S/A.
Rua Nathanael Tito Salmon 409 C.P. 8201
S. Paulo Tel: 48-7000
 5. BREDÁ S/A-INDÚSTRIA E COMÉRCIO DE AUTO PECAS.
Av. Regente Feijó, 1055 C.P. 13559
S. Paulo Tel: 92-945
 6. FÁBRICA DE PARAFUSOS MARWANDA S/A.
Rua Bela Aliança, 88
S. Paulo Tel: 262-0861
260-1580
 7. FIXOFORJA S/A-FORJARIA E MECANICA DE PRECISÃO.
Av. Imperatriz Leopoldina, 1170
S. Paulo Tel: 260-4619
 8. FPS S/A-METALÚRGICA.
Rua Fernandes Moreira, 1216
S. Paulo Tel: 267-1263
61-2836
61-6012
61-2849
 9. FORJAS A SÃO PAULO S/A.
Rua Amita, 225
Diadema S. Paulo Tel: --

附属資料 (A表): 角 穿 機 (ポルトガル語名: Maquinas Euradeira para Maquinas)

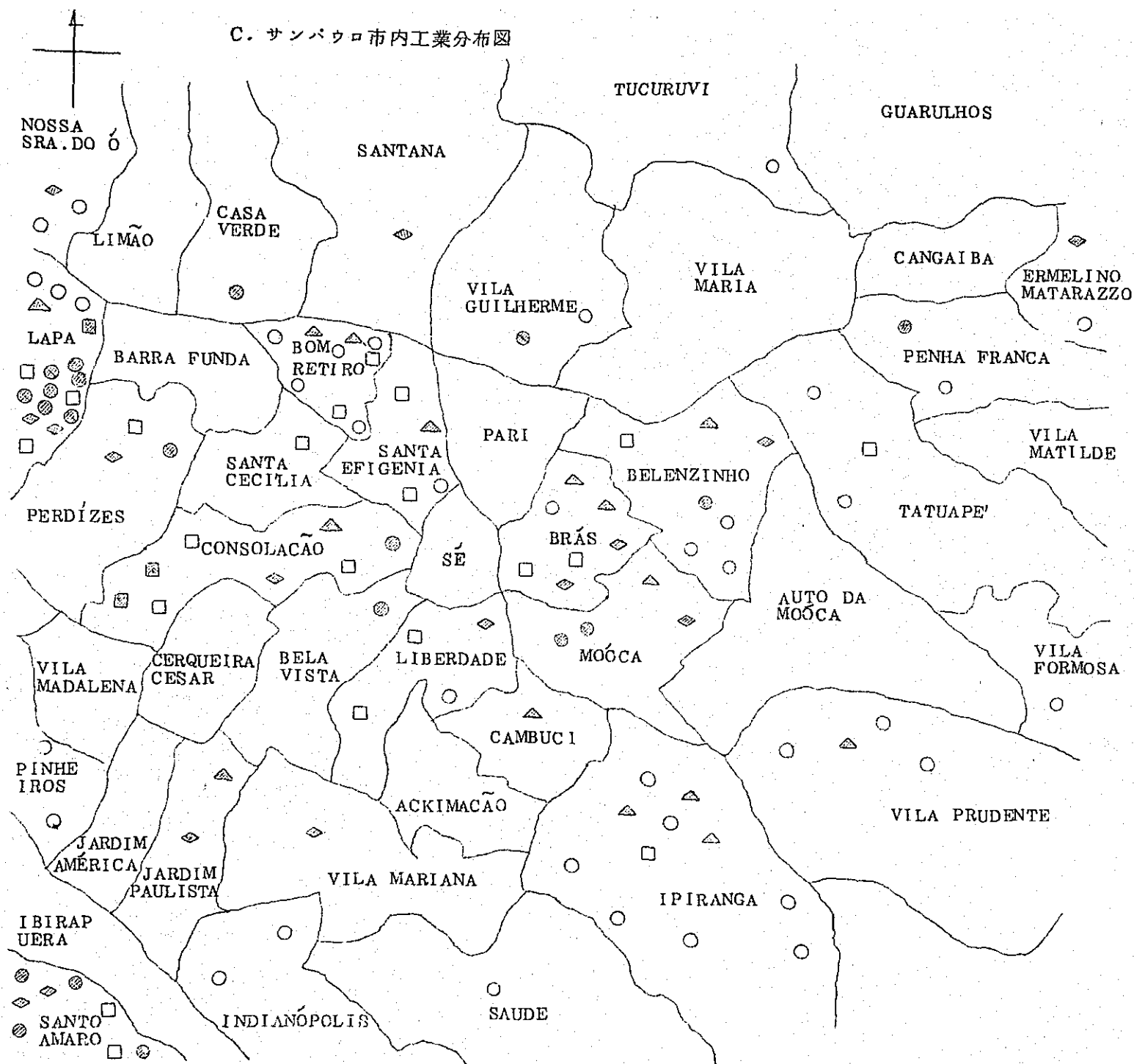
	(メーカー名)	(所在地)	(州)
1	Brema Técnica.	Alameda Barão de Limeira 115	Estado de São Paulo Tel: 35 - 6784 35 - 6822 32 - 2261 34 - 8523
2	Invicta.	Av. Major José Lesi Sobrinho, 2500	Estado de São Paulo Tel: 1170, 1141
3	Irmãos Acerbi.	Rua Alegre 314	São Caetano do Sul Tel: 42 - 1135
4	Rayman (Escritorio Representante)	Rua Maua, 709, 756	São Caetano do Sul Tel: 227 - 6211
5	Roberto Bosch.	Rua Francisco Matarazzo, 152	São Paulo Tel: 65 - 7178 62 - 1963 62 - 5429
6	Fabrica.	Av. Gerolimo Uargas, 1446	Estado de Sta. Catarina Tel: 2452 3737

(注) なお輸入円穿機としては TOPIA, STANLEY (いづれも米国製) の二つがある。
以上資料の出所: 機械メーカー組合 (サンパウロ市)

附屬資料 (B表): サンパウロ市中心部の日系木工所(8ヶ所)

	(所 在 地)	(経 営 者)	(所 有 する 機 械)	(角 穿 機 について)	
1	Rua Buéno de Andrade, 97	S. Paulo	Kimura	国産円穿機 (Acerbi)	知らない
2	Rua dos Estudantes, 517-519	"	Maeda	(Invicta)	"
3	Rua Bueno de Andrade, 50	"	Nagano	不詳	"
4	Rua da Mooca, = 241	"	Nakano	(Invicta)	"
5	Rua Bueno de Andrade, 66	"	Taniguchi	不詳	"
6	Rua São Paulo. 108	"	不詳	不詳	"
7	Rua Barão de Iguape, 338	"	"	(Invicta) (Acerbi)	"
8	Rua da Gloria, 875	"	"	不詳	"

C. サンパウロ市内工業分布図



▲-Indústrias de transformação do Fe
(Forjarias, trefilação, laminação)

■-Indústrias de Veículos automotores.

□-Indústrias que fabricam máquinas/em
geral.

⊙-Indústrias de peças e auto-peças/em
geral.

◆-Outros. (fabricantes de carroçaria
armas, correntes, bicicletas, etc.)

○-Fabricantes de Ferro Fundido.

Bairros	▲	■	□	⊙	◆	○	Total
Lapa	1	1	3	7	2	3	17
Ipiranga	3		1			7	11
Sto. Amaro	2		2	4	2		10
Belénzinho	1		1	1	1	5	9
Bom Retiro	2		2			5	9
Consolacão	1	2	3	1	1		8
Brás	2		2		2	1	7
Moóca	1			2	1	1	5
Liberdade			2		1	1	4
Sta. Efigênia	1		2			1	4
V. Prudente	1					3	4
N. S. de O					1	2	3
Perdizes			1	1	1		3
Tatuapé			1			2	3
E. Matarazzo					1	1	2
Indianópolis						2	2
J. Paulista	1				1		2
Penha Franca				1		1	2
Pinheiros						2	2
V. Guilherme				1		1	2
Bela Vista				2			2
Cambuci	1						1
Casa Verde				1			1
Santana					1		1
Saúde						1	1
Sta. Cecília			1				1
Tucuruvi						1	1
V. Formosa						1	1
V. Mariana					1		1

INDUSTRIAS FORA DA CIDADE DE SÃO PAULO

<u>Cidades</u>							<u>Total</u>
Campinas	"	"	"	"	1	"	1
Limeira			1				1
Itu	"	"		1	"		1
							3

<u>Municípios da Capital</u>	-	-	-	-	-	-	<u>Total</u>
Birigui	"	"	"	1	"	"	1
Diadema	"	"	"	3	"	"	3
Ferraz de Vasconcelos	"	"	"	"	1	"	1
Guarulhos	2	"	"	1	"	"	3
Indaiatuba	"	1	"	"	"	"	1
Mogi das Cruzes	1	"	"	"	"	"	1
São Bernardo do Campo	"	"	"	"	1	"	1
São Caetano do Sul	"	"	1	"	"	"	1
Taboão da Serra	"	"	"	1	"	"	1
Osasco	"	"	"	1	"	"	1
							14

NB. Um bairro que faltou na lista do verso desta Pagina.

Se' - do tipo 1 - -

